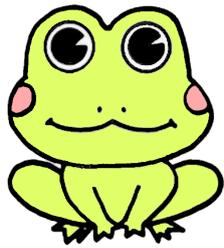


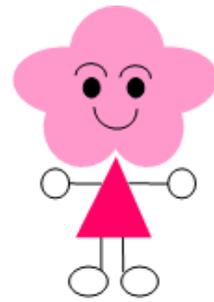
<資料編>



城陽環境パートナーシップ会議
イメージキャラクター



じょうりんちゃん



城陽環境啓発キャラクター
ウメっち

第1章 城陽市の概要

1-1 気象

区分 年次	気 温			湿度平均 (%)	天 気 日 数				降 水 量	
	平均(℃)	最高(℃)	最低(℃)		晴(日)	曇(日)	雨(日)	雪(日)	総量(mm)	日最大(mm)
平成25年	16.0	38.4	-4.1	69.9	244	54	67	0	1,518.5	120.0
平成26年	15.8	38.4	-2.9	71.1	230	57	75	3	1,245.0	128.0
平成27年	16.4	38.8	-1.8	68.7	234	38	93	0	1,556.0	102.5
平成28年	16.8	37.9	-3.6	70.2	246	49	71	0	1,496.0	94.5
平成29年	15.8	37.8	-3.1	67.6	226	64	74	1	1,349.5	128.5
平成30年	16.6	39.7	-4.4	63.6	231	39	95	0	1,507.5	122.5
令和元年	16.6	39.2	-2.4	63.6	198	54	112	1	1,322.0	92.0
令和2年	16.4	38.1	-2.3	55.1	229	27	110	0	1,504.0	79.0
令和3年	16.3	37.4	-3.8	—	209	39	116	1	1,772.5	112.5
令和4年	16.2	38.2	-3.7	73.5	225	35	105	0	1,406.0	149.0
1月	3.6	12.9	-2.6	71.8	19	9	3	0	24.5	13.0
2月	3.8	14.7	-3.7	64.4	21	4	3	0	14.0	7.0
3月	9.8	22.1	-1.9	69.3	20	2	9	0	98.0	35.0
4月	15.9	28.7	1.2	67.3	18	2	10	0	118.5	39.0
5月	19.1	32.8	6.7	66.6	17	5	9	0	78.5	21.5
6月	23.8	36.1	11.9	74.6	16	4	10	0	110.0	61.5
7月	27.7	38.2	20.6	80.2	14	2	15	0	213.5	52.0
8月	28.4	36.4	19.0	80.1	17	0	14	0	305.5	149.0
9月	25.4	34.4	15.1	79.1	15	1	14	0	212.0	38.0
10月	17.4	30.7	6.3	76.9	22	4	5	0	89.5	40.0
11月	13.2	23.8	4.6	81.2	22	0	8	0	118.5	45.0
12月	6.0	16.2	-1.9	70.0	24	2	5	0	23.5	11.5

(資料:消防本部)

(注) 令和2年10月～令和3年6月において、平均湿度の記録に障害が発生したため不明。

1-2 人口推移

(単位:人、世帯)

区分 年次	人 口			世帯数	人口 密度	1世帯 あたり人員	指数 (昭和50年 =100)	備 考
	男(人)	女(人)	総数(人)					
平成25年	37,560	40,435	77,995	29,822	2,382	2.62	132	推計人口調査
平成26年	37,255	40,186	77,441	29,905	2,368	2.59	131	〃
平成27年	36,952	39,917	76,869	29,884	2,350	2.57	130	国勢調査
平成28年	36,644	39,652	76,296	29,965	2,332	2.55	129	推計人口調査
平成29年	36,377	39,427	75,804	30,003	2,317	2.53	129	〃
平成30年	36,082	39,165	75,247	30,094	2,300	2.50	128	〃
令和元年	35,996	38,919	74,915	30,305	2,290	2.47	127	〃
令和2年	35,864	38,743	74,607	30,484	2,281	2.45	127	国勢調査
令和3年	35,619	38,479	74,098	30,529	2,265	2.43	126	推計人口調査
令和4年	35,292	38,202	73,494	30,614	2,247	2.40	125	〃

(各年10月1日現在)(資料:国勢調査、京都府推計人口)

(注) 平成25年～平成26年の推計人口は、平成27年国勢調査人口の確定に基づいて遡及修正したものである。

(注) 平成28年～令和元年の推計人口は、令和2年国勢調査人口の確定に基づいて遡及修正したものである。

1-3 土地利用

都市計画区域 3,271ha	年月日	
	区分	令和3年11月19日
市街化区域	第一種低層住居専用地域	386 ha
	第二種低層住居専用地域	20
	第一種住居地域	306
	第二種住居地域	1
	準住居地域	15
	近隣商業地域	21
	商業地域	29
	準工業地域	59
	工業地域	28
	工業専用地域	6
	計	871
市街化調整区域		2,400

(注)平成26年10月1日に市面積変更 (資料:都市政策課)
 平成28年5月10日に市内区域区分変更
 平成28年11月24日に市内用途地域変更
 令和3年6月21日に市内用途地域変更
 令和3年11月19日に市内用途地域変更

区分		年月日	
農業振興地域		平成26年8月8日	
農用地区域	農用地	田	127.4
		畑	44.5
		樹園地	74.4
		計	246.3
	農業用施設用地	12.9	
	合計	259.2	

(資料:農政課)

1-4 市道の状況

区分	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実延長 (m)		277,603	278,262	279,207	280,588	280,855	281,496	281,496
舗装実延長 (m)		246,547	247,419	249,088	251,495	251,997	253,088	253,088
舗装率 (%)		88.81	88.92	89.21	89.63	89.72	89.91	89.91
総面積 (㎡)		1,588,595	1,609,782	1,633,193	1,654,267	1,658,552	1,665,467	1,665,467
路線数		1,220	1,223	1,232	1,240	1,244	1,249	1,249

(注) 舗装率=舗装実延長/実延長×100

(各年度末現在) (資料:管理課)

1-5 河川の状況

種別	河川名	管理者	延長 (km)
一級	木津川	国土交通省	7.4
	古川	京都府	3.1
	青谷川	京都府	4.1
	長谷川	京都府	3.0
準用	今池川	城陽市	2.7
	嫁付川	城陽市	0.7
	十六川	城陽市	0.7

(令和4年度末現在) (資料:淀川河川事務所、京都府山城北土木事務所、管理課)

1-6 上水道事業規模

区分 年度	給水人口 (人)	普及率 (%)	年間配水量 (千m ³)	一人一日平均 配水量 (L)	配水管等の 延長 (km)	消火栓数 (栓)
平成25年度	78,708	99.7	8,445	294	250	1,434
平成26年度	78,203	99.7	8,258	289	252	1,437
平成27年度	77,735	99.7	8,106	285	255	1,443
平成28年度	77,225	99.7	8,033	285	257	1,443
平成29年度	76,605	99.7	7,965	285	255	1,463
平成30年度	76,144	99.7	7,903	284	255	1,465
令和元年度	75,701	99.8	7,869	284	261	1,472
令和2年度	75,362	99.8	7,951	289	262	1,470
令和3年度	74,892	99.8	7,905	289	264	1,656
令和4年度	74,210	99.8	7,850	290	265	1,667

(資料:上下水道部)

1-7 公共下水道の状況

区分 年度	計画決定面積	事業認可区域面積	処理区域面積	総人口	処理区域人口	普及率		
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	面積		人口
	ha	ha	ha	人	人	(C)/(A)%	(C)/(B)%	(E)/(D)%
平成25年度	1,000.3	1,000.3	906.7	78,969	78,128	90.6	90.6	98.9
平成26年度	1,000.3	1,000.3	906.7	78,461	77,649	90.6	90.6	99.0
平成27年度	1,000.3	1,000.3	919.3	77,980	77,165	91.9	91.9	99.0
平成28年度	1,000.3	1,000.3	923.7	77,452	76,634	92.3	92.3	99.0
平成29年度	1,000.3	1,000.3	931.4	76,825	76,390	93.1	93.1	99.4
平成30年度	1,000.3	1,000.3	936.2	76,340	75,927	93.6	93.6	99.5
令和元年度	1,000.3	1,000.3	936.2	75,880	75,494	93.6	93.6	99.5
令和2年度	1,031.05	1,031.05	937.0	75,515	75,146	90.9	90.9	99.5
令和3年度	1,031.05	1,031.05	937.0	75,034	74,664	90.9	90.9	99.5
令和4年度	1,031.05	1,031.05	937.0	74,369	74,005	90.9	90.9	99.5

(各年度末現在)(資料:上下水道部)

1-8 し尿浄化槽設置状況

(単位:基)

区分 年度	単独処理浄化槽		合併処理浄化槽		合計		
	一般家庭	事業所	一般家庭	事業所	一般家庭	事業所	計
平成25年度	1,585	334	360	87	1,945	421	2,366
平成26年度	1,516	326	345	87	1,861	413	2,274
平成27年度	1,436	319	321	85	1,757	404	2,161
平成28年度	1,384	312	308	81	1,692	393	2,085
平成29年度	1,290	333	293	79	1,583	412	1,995
平成30年度	1,250	301	282	73	1,532	374	1,906
令和元年度	1,207	293	273	72	1,480	365	1,845
令和2年度	1,162	285	263	76	1,425	361	1,786
令和3年度	1,127	279	252	76	1,379	355	1,734
令和4年度	1,100	272	244	77	1,344	349	1,693

(各年度末現在)(資料:城南衛生管理組合、環境課)

第2章 城陽市の環境の現況

2-1 環境行政のあゆみ

年	月	出来事
昭和42年	8	『公害対策基本法』制定
昭和43年	6	『大気汚染防止法』制定
	6	『騒音規制法』制定
昭和45年	12	『水質汚濁防止法』、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』等公害14法 改正、制定
昭和46年	3	『京都府公害防止条例』公布(12月施行)
	6	『特定工場における公害防止組織の整備に関する法律』制定
	6	『悪臭防止法』制定
昭和47年	5	『城陽市光化学スモッグ緊急時対策要綱』制定
	6	『自然環境保全法』制定
昭和48年	4	河川水質測定開始(市)
昭和49年	5	環境騒音測定開始(市)
	12	騒音規制法の地域指定を受ける
昭和50年	10	市内工場の廃棄物埋め立て問題発生
昭和51年	1	悪臭防止法の地域指定を受ける(5物質)
	5	鉄道騒音の測定実施(市)
	6	『振動規制法』制定
	8	騒音に係る環境基準の類型指定を受ける
	9	硫酸化物に係る総量規制の地域指定を受ける
昭和52年	3	公害の現況(初版)発行(市)
	6	悪臭測定開始(市)
	8	市内工場の有機溶剤による公害問題発生
昭和53年	1	振動規制法の地域指定を受ける
	6	『瀬戸内海環境保全特別措置法』制定
	7	『二酸化窒素に係る環境基準』設定
	9	市内工場の六価クロム排出問題発生
昭和54年	8	道路騒音、振動測定開始(市)
昭和55年	2	『京都府公害防止条例』の一部改正(野焼き、カラオケ規制等)施行
昭和59年	3	『悪臭防止法』の一部改正(測定手法)
昭和63年	11	『特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準』の一部改正
平成元年	2	『城陽市の環境』発行(市)
	5	市内2ゴルフ場(城陽カントリー倶楽部、東城陽ゴルフクラブ)と農業使用に関する協定を締結(市)
平成3年	4	大気環境現況測定を開始(NO ₂ 、COを4か所で四季の1週間測定)
	6	京都の自然200選 植物部門に『寺田小学校のくぬぎ』が選定
平成4年	6	大気環境測定を実施
	9	京都の自然200選 動物部門に『イタセンバラなど水生生物の木津川右岸』が選定
平成5年	4	生ゴミ処理『コンポスト』に補助金交付制度を創設
	5	大気環境現況測定 NO ₂ 、COにSPM(浮遊粒子状物質)を追加
	6	ロータリークラブより公害測定車寄贈
	9	京都の自然200選 地形、地物部門に『鴨谷の滝』が選定
	11	『環境基本法』成立
平成7年	3	京都の自然200選 歴史的な環境部門に『水度神社と参道の松並木』が選定
	12	『京都府環境を守り育てる条例』公布
平成8年	2	悪臭防止法施行に係る環境庁告示の改正
	4	都市計画法等の改正に伴う騒音・振動関係告示の改正(府)
平成9年	4	『地下水保全対策委員会』の設置
	6	『環境影響評価法』の公布[平成11年6月施行]
平成10年	9	『京都府環境基本計画』の策定
		『騒音に係る環境基準』の改正[平成12年4月施行]
	10	『地球温暖化対策の推進に関する法律』公布[平成11年4月施行]
平成11年	7	『ダイオキシン類対策特別措置法』公布[平成12年1月施行]
	10	環境監視員を配置
平成12年	3	『城陽市緑の基本計画』策定
	6	『循環型社会形成推進基本法』公布
	9	『城陽市環境市民懇話会』設置
	12	『城陽市浄化槽の設置等に関する要綱』策定
平成13年	3	『城陽市動植物環境調査報告書』完成(平成10年度から3か年事業)
	4	城陽市環境市民懇話会による『城陽市環境基本条例に関する提言書』の提出
	8	城陽市名木・古木の認定(認定木36本)
	12	『城陽市環境基本条例』の公布
平成14年	3	第1回環境フォーラム開催
	4	『城陽市環境基本条例』の施行、『城陽市環境政策推進組織』の設置
	5	『土壌汚染対策法』公布[平成15年2月施行]
	8	環境方針の策定
	9	『城陽市環境基本計画中間案』を策定
	10	『城陽市環境審議会』の設置

年	月	出来事
平成 15 年	2	『城陽市環境基本計画』について『城陽市環境審議会』から答申
	3	『城陽市環境基本計画』策定
		『城陽市エコプラン～地球温暖化防止を含む率先実行計画～』策定
		I S O 14001 認証取得
	9	第 2 回環境フォーラム開催
平成 16 年	1	環境井戸端会議開催
	2	I S O 14001 認証維持審査
	4	城陽市 I S O 認証取得助成金交付事業開始
	6	城陽環境パートナーシップ会議愛称「城陽エコパートナー」に決定
平成 17 年	2	『特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律』制定
		第 3 回環境フォーラム開催
	11	I S O 14001 認証維持審査
平成 18 年	1	京都議定書発効
	4	第 4 回環境フォーラム開催
	11	I S O 14001 認証更新審査
平成 19 年	1	『京都府地球温暖化対策条例』施行
	4	環境監視員 2 名体制化
	11	第 5 回環境フォーラム開催
平成 20 年	1	I S O 14001 認証維持審査
	11	第 6 回環境フォーラム開催
平成 21 年	1	I S O 14001 認証維持審査
	2	『第 2 期城陽市エコプラン～地球温暖化防止を含む率先実行計画～』策定
	4	京都議定書約束期間開始
	11	第 7 回環境フォーラム開催
	1	I S O 14001 認証更新審査
平成 22 年	5	市内一斉クリーン活動
	6	『城陽市地球温暖化対策地域推進計画』策定
	7	『城陽市環境基本計画』一部改正
	11	城陽市における地盤および地下水環境保全に関する調査報告書作成
	1	地下水講演会開催
平成 23 年	1	第 8 回環境フォーラム開催
	1	I S O 14001 認証維持審査
	4	住宅用太陽光発電システム設置補助金交付事業開始
	6	市内一斉クリーン活動
平成 24 年	11	第 9 回環境フォーラム開催
	1	I S O 14001 認証維持審査
	2	城陽生き物ハンドブック完成（城陽環境パートナーシップ会議作成）
	6	市内一斉クリーン活動
平成 25 年	11	第 10 回環境フォーラム開催
	2	省エネ知恵ブック完成（城陽環境パートナーシップ会議作成）
	3	エコドライブ講習会（市民向け・事業者向け）
	4	地球温暖化防止教室
	6	市独自環境マネジメントシステム（J - E M S）運用開始
	11	市内一斉クリーン活動
平成 26 年	2	『城陽市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）』策定
	4	『第 3 期城陽市エコプラン～地球温暖化防止を含む率先実行計画～』策定
	6	E C O 宣言事業の実施
	10	省エネ相談窓口開設
	11	市内一斉クリーン活動
	3	環境紙芝居完成（城陽環境パートナーシップ会議と城陽高校の協働制作）
平成 27 年	3	第 12 回環境フォーラム開催
	6	『城陽市環境基本計画』一部改正
	7	市内一斉クリーン活動
	8	省エネナビ貸出事業開始
	11	城陽生き物ハンドブック改訂版完成
平成 28 年	11	第 13 回環境フォーラム開催
	3	地球温暖化防止教室
	6	市内一斉クリーン活動
	7	『京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例』施行
	10	城陽 ecoBOOK 完成（城陽環境パートナーシップ会議と西城陽高校の協働制作）
	12	第 14 回環境フォーラム開催
平成 29 年	11	気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（C O P 21）開催
	12	

年	月	出来事
平成 28 年	4	雨水貯留施設設置補助金交付事業開始
	6	市内一斉クリーン活動「ALL FOR 城陽クリーンアクション」
	10	第 2 次環境基本計画策定ワークグループ設置（城陽環境パートナーシップ会議） 城陽環境かるた完成（城陽環境パートナーシップ会議作成）
	11	第 15 回環境フォーラム開催
平成 29 年	4	住宅用蓄電池システム等設置補助金交付事業開始
	6	市内一斉クリーン活動「ALL FOR 城陽クリーンアクション」
	11	第 16 回環境フォーラム開催
平成 30 年	3	『第 2 次城陽市環境基本計画』策定 『城陽市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）』策定 『第 4 期城陽市エコプラン～地球温暖化防止を含む率先実行計画～』策定
	6	市内一斉クリーン活動「ALL FOR 城陽クリーンアクション」 城陽生き物ガイドブック ～希少生物編～完成（城陽環境パートナーシップ会議作成）
	11	第 17 回環境フォーラム開催
令和元年	6	市内一斉クリーン活動「ALL FOR 城陽クリーンアクション」
	9	第 18 回環境フォーラム開催
	11	城陽生き物ガイドブック ～植物編～完成（城陽環境パートナーシップ会議作成）
令和 2 年	11	オリジナルエコバッグ完成 第 19 回環境フォーラムを YouTube で開催
令和 3 年	10	城陽生き物ガイドブック ～昆虫編～完成（城陽環境パートナーシップ会議作成）
	11	第 20 回環境フォーラムを YouTube 配信 ゼロカーボンシティ宣言
令和 4 年	6	市内一斉クリーン活動「ALL FOR 城陽クリーンアクション」
	9	城陽生き物ガイドブック ～きのこ編～完成（城陽環境パートナーシップ会議作成）
	11	第 21 回環境フォーラム開催 デイリーエコチョイス JOYO 完成
	12	省エネ家電購入促進補助金交付事業開始
令和 5 年	3	『城陽市地球温暖化対策実行計画』策定

2-2 大気汚染の長期的評価による環境基準達成状況等（令和4年度）

市町村	測定局	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	光化学オキシダント	微小粒子状物質
京都市	役所	○	○			×	○
	壬生	○	○	○		×	○
	伏見	○	○	○		×	○
	山科	○	○	○		×	○
	左京	○	○			×	
	西京	○	○	○		×	○
	久我	○	○			×	
	北	○				×	
	醍醐	○	○			×	○
	自排	○	○		○		○
自大排	○	○		○		○	
自大排	○	○		○		○	
自大排	○	○		○		○	
向日市	向日	○	○	○		×	○
大山崎町	大山崎	○	○			×	
宇治市	宇治	○	○			×	○
城陽市	城陽	○	○			×	○
久御山町	久御山	○	○	○		×	○
京田辺市	田辺	○	○			×	○
井手町	井手						○
木津川市	木津	○	○	○		×	○
南山城村	南山城						○
精華町	精華	○	○			×	○
亀岡市	亀岡	○	○	○		×	○
南丹市	南丹	○	○			×	○
福知山市	福知山	○	○	○		×	○
舞鶴市	東舞鶴	○	○	○		×	○
綾部市	綾部	○	○			×	○
宮津市	宮津	○	○			×	○
京丹後市	京丹後	○	○			×	○
大山崎町	国道171号(自排)	○	○		○		○
八幡市	国道1号(自排)	○	○			×	○

(資料:京都市)

- (注) 1. 二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素については、長期的評価による環境基準達成を○、非達成を●で示しています。
 2. 光化学オキシダントについては、長期的評価の方法が示されていないため、昼間時間帯の1時間値(6~20時)が環境基準を達成していない局を×で示しています。
 3. 微小粒子状物質については、環境基準達成(長期基準、短期基準ともに満足しているもの)を○、環境基準非達成のうち長期基準のみ満足しているものを●、長期基準、短期基準ともに満足していないものを×で示しています。
 4. 二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素及び微小粒子状物質については、有効測定局(二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素については年間の測定時間が6,000時間以上の測定局、微小粒子状物質については年間有効測定日数が250日以上(の測定局)について、評価を行いました。-)は年間の有効測定日数を満たさないため評価を行わないことを示します。
 5. 京都市内の測定局については、京都市が測定したものです。
 6. 「自排」は自動車排出ガス測定局を示しています。

2-3 浮遊粒子状物質 (SPM) 測定結果

市 町	測 定 局	年 平 均 値 (mg/m ³)							
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
0.017京都市	市役所	0.014	0.015	0.018	—	—	0.014	0.012	0.012
	壬生	0.014	0.016	0.018	0.017	0.015	0.017	0.012	0.012
	伏見	—	—	—	—	—	0.015	0.013	0.014
	山科	0.016	0.015	0.016	0.016	0.015	0.015	0.013	0.014
	左京	0.014	0.012	0.012	0.012	0.012	0.012	0.010	0.011
	西京	0.014	0.014	0.015	0.016	0.015	0.015	0.013	0.014
	久我	0.016	0.014	0.015	0.014	0.015	0.015	0.013	0.014
	醍醐	0.015	0.015	0.015	0.014	0.012	0.012	0.011	0.013
	自排南	0.021	0.020	0.018	0.018	0.017	0.016	0.015	0.017
	自排大宮	0.020	0.018	0.020	0.019	0.018	0.018	0.016	0.017
自排山科	0.018	0.017	0.017	0.018	0.017	0.015	0.013	0.014	
自排上京	0.016	0.016	0.016	0.016	0.015	0.014	0.013	0.013	
自排西ノ京	0.017	0.017	0.017	0.018	0.014	0.015	0.011	0.012	
移動大岩	—	—	—	—	—	—	—	0.013	
向日市	向陽	0.017	0.016	0.015	0.015	0.012	0.012	0.011	0.011
大山崎町	大山崎	0.020	0.018	0.018	0.017	0.016	0.016	0.015	0.015
宇治市	宇治	0.019	0.017	0.017	0.016	0.014	0.015	0.013	0.013
城陽市	城陽	0.019	0.017	0.017	0.016	0.014	0.015	0.013	0.013
久御山町	久御山	0.023	0.021	0.022	0.021	0.021	0.020	0.018	0.016
京田辺市	田辺	0.020	0.016	0.017	0.017	0.015	0.015	0.014	0.014
木津川市	木津	0.025	0.024	0.022	0.021	0.019	0.018	0.014	0.017
精華町	精華	0.016	0.014	0.015	0.013	0.012	0.014	0.013	0.014
亀岡市	亀岡	0.023	0.021	0.021	0.021	0.019	0.018	0.017	0.017
南丹市	南丹	0.013	0.010	0.011	0.010	0.009	0.010	0.008	0.010
福知山市	福知山	0.015	0.014	0.014	0.013	0.012	0.012	0.010	0.011
舞鶴市	東舞鶴	0.024	0.024	0.022	0.022	0.021	0.019	0.017	0.017
綾部市	綾部	0.014	0.011	0.012	0.012	0.010	0.010	0.009	0.009
宮津市	宮津	0.017	0.016	0.015	0.016	0.014	0.014	0.013	0.013
京丹後市	京丹後	0.021	0.019	0.018	0.018	0.016	0.015	0.013	0.014
大山崎町	国道171号	0.025	0.014	0.020	0.013	0.012	0.012	0.011	0.011
八幡市	国道1号	0.021	0.020	0.014	0.019	0.017	0.013	0.011	0.011

(資料:京都市)

2-4 光化学オキシダント (Ox) 測定結果

市 町	測 定 局	昼間の日最高1時間値の年平均値(ppm)							
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
京 都 市	市役所	0.048	0.047	0.050	—	—	0.044	0.047	0.032
	壬生	0.049	0.048	0.050	0.047	0.049	0.047	0.048	0.034
	伏見	0.048	0.048	0.048	0.047	0.047	0.047	0.048	0.032
	山科	0.048	0.047	0.048	0.044	0.047	0.045	0.045	0.032
	左京	0.048	0.047	0.049	0.046	0.047	0.047	0.046	0.032
	西京	0.048	0.046	0.049	0.046	0.047	0.048	0.047	0.033
	久我	0.048	0.047	0.049	0.046	0.047	0.047	0.047	0.032
	北	0.045	0.043	0.045	0.044	0.043	0.045	0.045	0.033
	醍醐	0.048	0.048	0.050	0.048	0.049	0.048	0.048	0.033
	向日市	向陽	0.051	0.050	0.050	0.048	0.049	0.050	0.049
大山崎町	大山崎	0.050	0.048	0.050	0.047	0.048	0.049	0.049	0.033
宇治市	宇治	0.052	0.050	0.052	0.049	0.050	0.050	0.049	0.034
城陽市	城陽	0.052	0.050	0.052	0.049	0.049	0.049	0.049	0.032
久御山町	久御山	0.052	0.051	0.052	0.049	0.049	0.049	0.049	0.033
京田辺市	田辺	0.053	0.052	0.052	0.049	0.049	0.050	0.049	0.033
木津川市	木津	0.053	0.054	0.053	0.050	0.050	0.050	0.049	0.034
精華町	精華	0.052	0.051	0.052	0.052	0.051	0.052	0.050	0.034
亀岡市	亀岡	0.049	0.049	0.050	0.047	0.048	0.048	0.047	0.033
南丹市	南丹	0.049	0.050	0.050	0.046	0.047	0.047	0.047	0.032
福知山市	福知山	0.048	0.046	0.048	0.045	0.046	0.044	0.045	0.031
舞鶴市	東舞鶴	0.047	0.046	0.048	0.046	0.045	0.044	0.046	0.031
綾部市	綾部	0.048	0.047	0.048	0.046	0.046	0.045	0.045	0.031
宮津市	宮津	0.049	0.050	0.049	0.049	0.047	0.047	0.047	0.036
京丹後市	京丹後	0.049	0.048	0.050	0.048	0.047	0.046	0.047	0.035
八幡市	国道1号	0.045	0.043	0.045	0.044	0.045	0.045	0.045	0.028

(資料:京都市)

- (注) 1. 昼間とは5時から20時までの時間帯をいいます。
 2. 昼間の1時間値は6時から20時までの測定値です。

2-5 二酸化窒素 (NO₂) 測定結果

市 町	測 定 局	年 平 均 値 (ppm)							
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
京 都 市	市 役 所	0.011	0.011	0.011	—	—	0.009	0.009	0.008
	壬 生	0.011	0.011	0.011	0.010	0.010	0.010	0.009	0.009
	伏 見	0.015	0.013	0.014	0.013	0.012	0.011	0.010	0.010
	山 科	0.012	0.011	0.012	0.010	0.010	0.010	0.009	0.009
	左 京	0.008	0.008	0.008	0.008	0.008	0.007	0.007	0.007
	西 京	0.009	0.009	0.009	0.008	0.008	0.008	0.008	0.007
	久 我	0.014	0.013	0.013	0.012	0.011	0.011	0.010	0.010
	北	0.010	0.009	0.009	0.008	0.088	0.007	0.007	0.007
	醍 醐	0.014	0.013	0.013	0.012	0.011	0.010	0.009	0.009
	自 排 南	0.025	0.022	0.021	0.019	0.018	0.016	0.016	0.016
	自 排 大 宮	0.025	0.024	0.024	0.022	0.020	0.019	0.018	0.016
	自 排 山 科	0.021	0.019	0.020	0.018	0.017	0.015	0.014	0.013
	自 排 上 京	0.010	0.010	0.010	0.009	0.009	0.008	0.008	0.007
自 排 西ノ 京	0.015	0.014	0.013	0.012	0.011	0.010	0.010	0.009	
移 動 大 岩	—	—	—	—	—	—	—	0.009	
向 日 市	向 陽	0.009	0.009	0.010	0.007	0.008	0.008	0.008	0.007
大 山 崎 町	大 山 崎	0.012	0.011	0.013	0.011	0.011	0.011	0.010	0.010
宇 治 市	宇 治	0.011	0.010	0.011	0.010	0.009	0.009	0.008	0.008
城 陽 市	城 陽	0.008	0.008	0.009	0.009	0.007	0.007	0.007	0.007
久 御 山 町	久 御 山	0.014	0.013	0.013	0.012	0.011	0.011	0.010	0.010
京 田 辺 市	田 辺	0.011	0.010	0.011	0.010	0.009	0.009	0.008	0.008
木 津 川 市	木 津	0.007	0.006	0.007	0.007	0.006	0.006	0.005	0.005
精 華 町	精 華	0.009	0.009	0.009	0.008	0.008	0.007	0.007	0.008
亀 岡 市	亀 岡	0.006	0.006	0.006	0.005	0.005	0.005	0.005	0.004
南 丹 市	南 丹	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002
福 知 山 市	福 知 山	0.005	0.004	0.005	0.005	0.004	0.004	0.004	0.004
舞 鶴 市	東 舞 鶴	0.006	0.006	0.006	0.006	0.006	0.005	0.006	0.005
綾 部 市	綾 部	0.005	0.005	0.005	0.004	0.004	0.004	0.003	0.003
宮 津 市	宮 津	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
京 丹 後 市	京 丹 後	0.003	0.002	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
大 山 崎 町	国道171号(自排)	0.023	0.021	0.018	0.019	0.018	0.016	0.015	0.014
八 幡 市	国道1号(自排)	0.020	0.019	0.021	0.017	0.015	0.015	0.014	0.014

(資料:京都府)

2-6 微小粒子状物質（PM_{2.5}）測定結果

市町村	測定局	年平均値(μg/m ³)						
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
京都市	市役所	10.5	11.0	—	—	9.7	9.2	8.3
	壬生	11.7	11.4	11.7	11.3	11.3	10.9	11.8
	伏見	—	—	—	—	—	—	9.2
	山科	10.7	11.4	12.1	9.5	9.9	9.6	9.7
	西京	11.1	11.4	10.5	10.0	10.3	8.8	10.1
	久我	12.1	12.6	11.9	13.3	—	—	—
	醍醐	10.5	11.6	9.7	10.4	10.8	9.6	11.2
	自排南	11.1	11.9	11.1	10.1	9.4	8.7	9.6
	自排大宮	12.6	12.4	12.0	10.6	10.3	9.1	9.4
	自排山科	9.8	10.3	9.3	8.5	8.5	7.7	8.8
	自排上京	10.0	10.4	9.8	10.1	9.7	8.7	9.0
自排西ノ京	11.3	11.3	10.0	9.7	9.7	9.1	9.4	
移動大岩	—	—	—	—	—	—	10.1	
向日市	向日陽	11.7	12.2	11.4	10.2	9.9	9.0	9.7
宇治市	宇治	11.8	12.4	11.3	12.0	9.4	8.4	8.8
久御山町	久御山	12.9	13.4	12.2	9.2	11.6	10.6	8.6
城陽市	城陽	12.3	13.1	12.5	10.7	10.6	9.7	9.8
京田辺市	田辺	12.2	12.6	12.0	9.9	9.9	8.7	9.0
井手町	井手	11.0	11.3	11.0	9.7	9.7	7.9	8.5
木津川市	木津	13.5	13.2	12.4	12.2	10.8	8.0	8.9
南山城村	南山城	10.9	11.0	10.2	10.9	8.4	8.2	8.5
精華町	精華	13.6	14.4	13.5	8.8	11.9	10.7	10.5
亀岡市	亀岡	12.1	12.3	11.9	11.1	9.9	9.0	8.2
南丹市	南丹	11.8	12.1	11.3	10.1	10.0	8.7	8.9
福知山市	福知山	10.3	11.0	9.9	9.1	9.0	7.5	8.1
舞鶴市	東舞鶴	12.7	12.3	11.9	10.6	9.5	8.7	7.4
綾部市	綾部	11.2	11.2	11.0	9.8	9.1	8.5	8.7
宮津市	宮津	10.0	10.2	10.6	9.0	8.6	7.4	8.0
京丹後市	京丹後	10.3	10.4	10.6	9.1	7.9	6.9	7.4
大山崎町	国道171号(自排)	12.0	14.6	11.4	12.0	9.9	9.0	9.1
八幡市	国道1号(自排)	13.9	12.0	13.6	9.8	11.9	10.6	11.0
環境基準	1年平均値が15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/m ³ 以下であること。							

(資料:京都市)

2-7 大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準
二酸化窒素(NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
浮遊粒子状物質(SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント(Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化硫黄(SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素(CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
微小粒子状物質(PM _{2.5})	1年平均値が15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/m ³ 以下であること。

(資料:京都市)

備考

- 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
- 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10 μm以下のものをいう。
- 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
- 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が2.5 μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

2-8 光化学スモッグ注意報等の発令基準

区分	発令基準	解除基準	発令対象地域
注意報	1以上の測定地点においてオキシダント濃度の1時間平均値が0.12ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。	それぞれの注意報等の発令地点におけるオキシダント濃度が継続するおそれがなくなると認められるようになったとき。	① 京都市地域(京都市) ② 乙訓地域(向日市、長岡京市、大山崎町) ③ 宇治地域(宇治市、城陽市、久御山町) ④ 綴喜地域(八幡市、京田辺市、井手町) ⑤ 相楽地域(木津川市、精華町)
警報	1以上の測定地点においてオキシダント濃度の1時間平均値が0.24ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。		
緊急警報	1以上の測定地点においてオキシダント濃度の1時間平均値が0.4ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。		

(資料:京都市)

2-9 大気質調査結果（令和4年度）

1. JIS規格による測定

No.	測定地点	測定項目(ppm)	夏季(6月)	秋季(9月)	冬季(12月)	春季(3月)	平均値	環境基準
11	消防本部 駐車場	二酸化窒素	0.004	0.005	0.011	0.010	0.008	0.04~0.06
		浮遊粒子状物質	0.011	0.012	0.017	0.021	0.015	0.10
		一酸化炭素	0.2	0.0	0.2	0.3	0.2	10

2. PTIO方式による測定

No.	測定地点	測定項目	夏季(6月)	秋季(9月)	冬季(12月)	春季(3月)	平均値	環境基準
1	古川小学校	二酸化 窒素 (ppm)	0.006	0.004	0.014	0.014	0.010	0.04~0.06
2	久津川交番所		0.005	0.004	0.013	0.018	0.010	
3	陽東苑		0.004	0.003	0.011	0.009	0.007	
4	城陽台集会所		0.004	0.003	0.008	0.012	0.007	
5	西城陽中学校		0.006	0.004	0.013	0.011	0.009	
6	あけぼのハウス		0.006	0.005	0.014	0.016	0.010	
7	京都中央信用金庫		0.008	0.005	0.014	0.017	0.011	
8	鴻ノ巣台自治会集会所		0.005	0.002	0.008	0.008	0.006	
9	JA やましろ集出荷場		0.007	0.007	0.011	0.013	0.010	
10	今池小学校		0.007	0.004	0.010	0.019	0.010	
11	消防本部駐車場		0.006	0.005	0.012	0.014	0.009	
12	長池友ヶ丘集会所		0.009	0.007	0.012	0.015	0.011	
13	水主公会堂		0.006	0.006	0.011	0.012	0.009	
14	島ノ宮集会所		0.007	0.004	0.008	0.011	0.008	
15	富野小学校		0.007	0.005	0.010	0.013	0.009	
16	南城陽中学校		0.006	0.005	0.007	0.011	0.007	
17	ボール柱(中向河原)		0.006	0.003	0.006	0.010	0.006	
18	奈島会議所		0.005	0.004	0.008	0.011	0.007	
19	市辺自治会館		0.006	0.003	0.008	0.015	0.008	
20	東芦原バス停		0.011	0.007	0.013	0.018	0.012	
21	塚本深谷線		0.006	0.006	0.012	0.019	0.011	
平均値			0.006	0.005	0.012	0.014	0.009	

(注)各季7日間測定

No.2地点(久津川交番所)の冬季(12月)、春季(3月)については、当該施設の建て替えに伴い、久津川小学校にて測定。

2-10 公共用水域水質測定結果（令和4年度）

測定項目	河川名	青谷川	中村川	今池川	宮ノ谷川	嫁付川	大谷川	長谷川	古川	
	採水場所	青谷親水公園	樋門上流	古川合流	庭井	古宮	大谷	長谷川橋	上津屋橋	
気温	(℃)	17.8	20.1	19.6	19.7	19.1	18.7	17.1	19.6	
水温	(℃)	15.7	20.5	18.5	19.7	18.1	19.8	17.6	20.3	
透視度	(度)	>50	>50	>50	41	>50	>50	26	35	
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)	7.7	8.3	8.1	8.8	9.2	7.7	8.8	8.1	
	生物化学的酸素要求量(BOD)	(mg/L)	0.9	3.0	1.4	1.8	4.0	1.9	1.9	
	浮遊物質(SS)	(mg/L)	9	3	7	4	2	1	49	
	溶存酸素量(DO)	(mg/L)	9.7	11	10	13	13	8.3	9.6	
	大腸菌数	(CFU/100mL)	720	82	1,100	170	150	280	180	
健康項目	カドミウム	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	
	全シアン	(mg/L)	不検出							
	鉛	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
	六価クロム	(mg/L)	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	
	砒素	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
	総水銀	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
	アルキル水銀	(mg/L)	不検出							
	PCB	(mg/L)	不検出							
	ジクロロメタン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
	四塩化炭素	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
	1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	
	1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	
	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	
	トリクロロエチレン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
	テトラクロロエチレン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
	1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
	チウラム	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	
	シマジン	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	
	チオベンカルブ	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
	ベンゼン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
	セレン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	0.61	1.5	2.0	1.7	2.8	3.1	1.3	2.3
	ふっ素	(mg/L)	<0.08	0.10	0.11	0.10	<0.08	<0.08	0.20	<0.08
	ほう素	(mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
	1,4-ジオキサン	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
その他の項目	化学的酸素要求量(CODMn)	(mg/L)	2.7	6.0	3.8	4.5	7.7	4.9	4.3	
	n-ヘキサン抽出物質	(mg/L)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	
	全磷(T-P)	(mg/L)	0.035	0.32	0.12	0.12	0.40	0.30	0.054	
	全窒素(T-N)	(mg/L)	0.85	2.8	2.2	2.1	4.3	3.5	1.6	
	フェノール類	(mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
	銅	(mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.02	<0.01	
	亜鉛	(mg/L)	0.001	0.006	0.007	0.008	0.025	0.020	0.002	
	鉄	(mg/L)	0.12	0.12	0.19	0.16	0.09	0.06	0.08	
	マンガン	(mg/L)	0.04	0.03	0.02	0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
	ニッケル	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
	アンモニア性窒素	(mg/L)	0.06	0.12	0.10	0.05	0.68	0.28	0.09	
	陰イオン界面活性剤	(mg/L)	<0.01	<0.01	0.01	0.01	<0.01	0.01	<0.01	
	流量	(m ³ /s)	0.056	0.068	0.140	0.019	0.008	0.005	0.051	
	BOD負荷	(g/s)	0.05	0.20	0.20	0.03	0.03	0.01	0.10	
	COD負荷	(g/s)	0.15	0.41	0.53	0.09	0.06	0.02	0.22	

※透視度については分析値が50以上の場合、50として平均値を算出した。
 ※流量が0.001m³/s未満の場合は、0.001m³/sとして平均値を算出した。
 ※古川は令和4年度から測定再開した（河川拡幅工事完了のため）。
 ※今池川については、1、4回目は富野。長谷川については、2、3、4回目は観音堂にて採取。
 ※令和4年度から、大腸菌群数を大腸菌数とした。

2-1-1 水質汚濁に係る環境基準(人の健康の保護に関する環境基準)

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本産業規格(以下「規格」という。)K0102 の 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格 K0102 の 38.1.2(規格 K0102 の 38 の備考 11 を除く。以下同じ。)及び 38.2 に定める方法、規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.3 に定める方法、規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.5 に定める方法又は昭和 46 年環境庁告示第 59 号(以下「公共用水域告示」という。)付表 1 に掲げる方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格K0102 の 54 に定める方法
六価クロム	0.02mg/L 以下	規格 K0102 の 65.2(規格 K0102 の 65.2.2 及び 65.2.7 を除く。)に定める方法(ただし、次の1から3までに掲げる場合にあつては、それぞれ 1 から3までに定めるところによる。) 1 規格 K0102 の 65.2.1 に定める方法による場合 原則として光路長 50mmの吸収セルを用いること。 2 規格 K0102 の 65.2.3、65.2.4 又は 65.2.5 に定める方法による場合(規格 K0102 の 65. の備考 11 のb)による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70~120%であることを確認すること。 3 規格 K0102 の 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 2に定めるところによるほか、規格 K0170-7 の 7 の a) 又はb)に定める操作を行うこと。
砒素	0.01mg/L 以下	規格K0102 の 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下	公共用水域告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	公共用水域告示付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg/L 以下	公共用水域告示付表5に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L 以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格K0102 の 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102 の 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格 K0102 の 34.1(規格 K0102 の 34 の備考1を除く。)若しくは 34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約 200mL に硫酸 10mL、りん酸 60mL 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250mL を混合し、水を加えて 1000mL としたものを用い、規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格 K0102 の 34. 1. 1 c) (注(2)第三文及び規格 K0102 の 34 の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。)及び公共用水域告示付表7に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格K0102 の 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	公共用水域告示付表8に掲げる方法

(資料:京都府)

- 備考: 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

2-1-2 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準）

河川（湖沼を除く。）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU/100mL 以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU/100mL 以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000CFU/100mL 以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L 以上	—
測定方法		日本産業規格（以下「規格」という。）K0102の12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格 K0102 の21 に定める方法	公共用水域告示付表9に掲げる方法	規格 K0102 の32 に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	公共用水域告示表10に掲げる方法
備考						
<p>1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。）とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。）</p> <p>2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5 mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。</p> <p>3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。</p> <p>4 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。</p> <p>5 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。</p> <p>6 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。</p>						

（資料：京都府）

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

2-1-3 市内8河川水質（BOD値）の経年変化（年平均値）

河川	青谷川	中村川	今池川	宮ノ谷川	古川	嫁付川	大谷川	長谷川
年度								
平成25年度	2.1	2.4	1.7	3.2	2.4	5.6	2.8	1.6
平成26年度	1.1	1.9	1.2	2.1	2.0	3.3	1.2	1.6
平成27年度	1.1	2.4	1.2	2.0	1.3	3.0	2.1	1.3
平成28年度	1.3	3.8	1.4	2.1	—	3.9	2.0	1.2
平成29年度	1.4	2.2	1.3	2.1	—	3.5	1.8	1.5
平成30年度	1.4	1.7	1.4	1.8	—	3.6	2.4	1.6
令和元年度	1.6	2.6	1.2	2.2	—	3.5	1.6	1.1
令和2年度	1.2	2.5	1.5	2.0	—	3.7	1.8	1.2
令和3年度	0.8	1.8	1.2	1.7	—	4.5	2.0	1.7
令和4年度	0.9	3.0	1.4	1.8	1.9	4.0	1.9	1.9

(注) 古川は平成27年10月から令和5年3月まで河川拡張工事のため欠測

2-14 地下水水質測定結果（令和4年度）

内容及び項目	久世八丁	平川広田	寺田南川顔	寺田大川原	水主森ノ東	枇杷庄中奥田	富野荒見田	定量下限値	環境基準
カドミウム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0003	0.003mg/L以下
全シアン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.1	検出されないこと。
鉛	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.005	0.01mg/L以下
六価クロム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.02	0.02mg/L以下
砒素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.005	0.01mg/L以下
総水銀	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0005	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0005	検出されないこと。
PCB	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0005	検出されないこと。
ジクロロメタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.02mg/L以下
四塩化炭素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002	0.002mg/L以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0004	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.004	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.1	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0006	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002	0.002mg/L以下
チウラム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0006	0.006mg/L以下
シマジン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0003	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.02mg/L以下
ベンゼン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001	0.01mg/L以下
セレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	ND	9.1	2.4	ND	ND	1.7	0.01	10mg/L以下
ふっ素	0.10	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.08	0.8mg/L以下
ほう素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.1	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.005	0.05mg/L以下
水素イオン濃度(pH)	6.6	6.6	6.4	6.3	6.6	6.7	6.4	—	—

内容及び項目	枇杷庄知原	富野内川	長池北清水	観音堂甲田	中樋ノ上	奈島川田	市辺中垣内	定量下限値	環境基準
カドミウム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0003	0.003mg/L以下
全シアン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.1	検出されないこと。
鉛	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.005	0.01mg/L以下
六価クロム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.02	0.02mg/L以下
砒素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.005	0.01mg/L以下
総水銀	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0005	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0005	検出されないこと。
PCB	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0005	検出されないこと。
ジクロロメタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.02mg/L以下
四塩化炭素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002	0.002mg/L以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0004	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.004	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.1	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0006	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002	0.002mg/L以下
チウラム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0006	0.006mg/L以下
シマジン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0003	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.02mg/L以下
ベンゼン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001	0.01mg/L以下
セレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1.5	2.2	7.3	2.9	4.6	15	1.5	0.01	10mg/L以下
ふっ素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.08	0.8mg/L以下
ほう素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.1	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.005	0.05mg/L以下
水素イオン濃度(pH)	6.8	6.5	5.9	6.2	6.1	6.2	6.5	—	—

2-15 地下水の環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本産業規格(以下「規格」という。)K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102の38.1.2(規格K0102の38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表1に掲げる方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	0.02mg/L 以下	規格K0102の65.2(規格K0102の65.2.2及び65.2.7を除く。)に定める方法(ただし、次の1から3までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定めるところによる。) 1 規格K0102の65.2.1に定める方法による場合 原則として光路長50mmの吸収セルを用いること。 2 規格K0102の65.2.3、65.2.4又は65.2.5に定める方法による場合(規格K0102の65.の備考11のb)による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70-120%であることを確認すること。 3 規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合2に定めるところによるほか、規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うこと。
砒素	0.01mg/L 以下	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下	公共用水域告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	公共用水域告示付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下	平成9年環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L 以下	公共用水域告示付表5に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L 以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格K0102の34.1(規格K0102の34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mLに硫酸10mL、りん酸60mL及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mLを混合し、水を加えて1000mLとしたものを用い、規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格K0102の34.1.1c)(注(2)第三文及び規格K0102の34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。)及び公共用水域告示付表7に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	公共用水域告示付表8に掲げる方法
備考		<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</p> <p>4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

(資料:京都市)

2-16 城陽市地下水採取の適正化に関する条例

平成9年4月1日
条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、地下水を市民の共有にして有限な資源と認識し、地下水採取の適正化及び地下水の合理的な利用を図ることによって、市民の生活用水としての水道水源を保全し、ひいては市全体の地下水の保全を図るとともに、地下水の枯渇、地盤沈下等を防止し、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 揚水施設 動力を用いて地下水を採取するための施設をいう。
- (2) 井戸深度 地表面からケーシングの最下部までの深さをいう。
- (3) ケーシング 掘削した井戸に設置した鋼管等をいう。
- (4) 吐出口径 揚水機の吐出口の口径をいう。

(許可)

第3条 次に掲げる地域(以下「指定地域」という。)内で揚水施設を設置して地下水を採取しようとする者は、その井戸深度、ケーシングの口径及び吐出口径について市長の許可を受けなければならない。ただし、当該揚水施設に係る井戸が、手掘り又は打込みによるものである場合は、この限りでない。

- (1) 第1種規制地域 公共用の水道の水源井戸から600メートル以内の地域
- (2) 第2種規制地域 第1種規制地域を除く市の全域

(許可の申請)

第4条 前条の許可を受けようとする者は、揚水施設の設定工事に着手する日の30日前までに規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、当該揚水施設の吐出口径が規則で定める大きさ以上であるときは、地下水の利用に関する管理者(以下「地下水利用管理者」という。)を選任し、その者の氏名を市長に届け出なければならない。

(許可の基準)

第5条 市長は、第3条の許可の申請に係る揚水施設の井戸深度、ケーシングの口径及び吐出口径が次に掲げる基準(以下「許可基準」という。)に適合していると認める場合でなければ同条の許可をしてはならない。

区分	井戸深度	ケーシングの口径	吐出口径
第1種規制地域	100m以内	100mm以下	40mm以下
第2種規制地域	—	300mm以下	100mm以下

2 市長は、前項の規定にかかわらず、第3条の許可の申請に係る揚水施設により採取する地下水が、公共の用に供するものである場合又は用途上特に必要かつ適当であって、他の水源をもって代えることが困難であると認める場合に限り、同条の許可をすることができる。

3 市長は、前項の規定を適用するときは、城陽市地下水保全対策委員会の審議を経なければならない。

(経過措置)

第6条 一 の地域が第2種規制地域から第1種規制地域となった際に当該地域内で許可揚水施設(第3条の許可を受けた揚水施設をいう。以下同じ。)により地下水を採取している者に係る同条の許可は、当該許可揚水施設が前条に規定する第1種規制地域における許可基準に適合しないこととなった場合であってもその効力を失わない。

(変更の許可)

第7条 第3条の許可を受けた者(以下「地下水採取者」という。)は、許可揚水施設について、その井戸深度を深くし、又はケーシングの口径若しくは吐出口径を大きくしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 第4条及び第5条の規定は、前項の許可に準用する。

(変更の制限)

第8条 第6条の規定により第3条の許可の効力を失わないこととされた許可揚水施設については、当該許可揚水施設に係る井戸深度を深くし、又はケーシングの口径若しくは吐出口径を大きくすることはできない。

(許可の条件)

第9条 市長は、第3条又は第7条第1項の許可に、地下水の合理的な利用の促進を図るため必要な条件を付すことができる。ただし、その条件は、その地下水採取者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

(採取量の制限)

第10条 地下水採取者が当該許可揚水施設により採取する地下水の量は、指定地域ごとに規則で定める基準を超えてはならない。

(地下水採取者の責務)

第11条 地下水採取者は、地下水の循環利用、かん養等その合理的な利用に努めなければならない。

(採取量の報告)

第12条 規則で定める大きさ以上の吐出口径の揚水施設を有する地下水採取者は、毎年4月30日までに前年度における地下水の採取量を市長に報告しなければならない。

(氏名等の変更の届出)

第13条 地下水採取者は、その氏名、名称、住所又は地下水利用管理者に変更があったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(許可の承継)

第14条 地下水採取者から許可揚水施設を譲り受け、又は借り受けて、これにより地下水を採取する者は、当該許可揚水施設に係る地下水採取者の地位を承継する。

2 地下水採取者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、地下水採取者の地位を承継する。

3 前2項の規定により地下水採取者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(許可の失効)

第 15 条 地下水採取者がその許可揚水施設につき次の各号のいずれかに該当するに至った場合においては、当該許可揚水施設に係る第 3 条の許可は、その効力を失う。この場合においては、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 許可揚水施設により地下水を採取することを廃止したとき。
- (2) 前号の場合のほか、許可揚水施設を廃止したとき。

(指導又は勧告)

第 16 条 市長は、この条例を施行するため必要があると認めるときは、地下水の採取又はその合理的な利用に関して指導又は勧告をすることができる。

(監督処分)

第 17 条 市長は、偽りその他不正な手段により第 3 条又は第 7 条第 1 項の許可を受けた者に対して、その許可を取り消すことができる。

2 市長は、第 3 条若しくは第 7 条第 1 項の許可を受けず、又は第 9 条の規定により付した条件に違反して揚水施設を設置し地下水を採取している者に対して、当該揚水施設による地下水の採取を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限をつけて、その違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

(立入検査)

第 18 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、揚水施設の設置の場所又は当該揚水施設により地下水を採取する者の事業所若しくは事務所に立ち入り、揚水施設その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(地下水保全対策委員会)

第 19 条 第 5 条第 3 項に規定する同条第 2 項の許可その他この条例の施行に関し、必要な事項についての審議を行わせるため、城陽市地下水保全対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、委員 7 名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

4 委員に欠員が生じたときは、補欠の委員を置くことができる。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第 20 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(氏名の公表)

第 21 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の氏名又は名称を公表することができる。

- (1) 第 12 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (2) 第 17 条第 2 項の規定による命令に違反した者

(罰則)

第 22 条 第 3 条の許可を受けないで規制地域内で揚水施設を設置し地下水を採取した者は、100,000 円以下の罰金に処する。

第 23 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30,000 円以下の罰金に処する。

- (1) 第 7 条第 1 項の許可を受けないで許可揚水施設の井戸深度を深くし、又はケーシングの口径若しくは吐出口径を大きくし地下水を採取した者
- (2) 第 18 条第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

第 24 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 9 年(1997 年)5 月 1 日から施行する。ただし、第 12 条の規定は、平成 10 年(1998 年)4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に指定地域内の揚水施設により地下水を採取している者(揚水施設の建設中の者を含む。)は、その揚水施設について、その井戸深度、ケーシングの口径及び吐出口径(以下「既存規模」という。)により、第 3 条の許可を受けたものとみなす。

3 前項の規定により、第 3 条の許可を受けたものとみなされた者は、この条例の施行日から起算して 3 月以内に別に定める届出書を市長に提出しなければならない。

4 一の地域内にある揚水施設に係る附則第 2 項の許可は、当該地域の指定地域の区分の変更があつた場合であってもその効力を失わない。

5 附則第 2 項の規定により、第 3 条の許可を受けたものとみなされた者が、当該許可に係る揚水施設(当該揚水施設が第 1 種規制地域内にあり、その既存規模が第 5 条に規定する第 2 種規制地域における許可基準を超えているものに限る。)を変更するときは、第 5 条に規定する第 2 種規制地域における許可基準を超えることはできない。

6 附則第 2 項の規定により、第 3 条の許可を受けたものとみなされた者は、当該許可に係る揚水施設が次に掲げるものである場合は、その井戸深度を深くし、又はケーシングの口径若しくは吐出口径を大きくする変更をすることはできない。

- (1) 第 1 種規制地域内にあつて、既存規模が第 5 条に規定する第 1 種規制地域における許可基準を超え、かつ、第 2 種規制地域における許可基準以下であるもの

- (2) 第 2 種規制地域内にあつて、既存規模が第 5 条に規定する第 2 種規制地域における許可基準を超えているもの

7 附則第 2 項の規定により、第 3 条の許可を受けたものとみなされた者については、第 10 条の規定は適用しない。

2-17 地下水取水状況 (令和5年3月末)

口径別

吐出口径(mm)	件数	採取量(m ³ /年)	比率(%)
40未満	109	417,590	1.9
40以上50未満	64	377,197	1.7
50以上65未満	73	810,381	3.7
65以上80未満	86	2,209,440	10.1
80以上100未満	77	2,513,671	11.5
100以上125未満	56	6,101,370	27.9
125以上150未満	19	3,278,486	15.0
150以上	12	6,169,708	28.2
合計	496	21,877,843	

用途別

用途	件数	採取量(m ³ /年)	比率(%)
農業用	203	8,907,567	40.7
工業用	95	4,468,311	20.4
商業用	58	725,900	3.3
家庭用	71	383,990	1.8
その他	50	565,815	2.6
水道事業	19	6,826,260	31.2
計	496	21,877,843	

※小数第二位以下を四捨五入しているため比率が一致しない場合がある。

2-18 地下水位状況

地上を0として m表示	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
浅井戸 (久津川地域)	-3.9	-4.1	-4.1	-4.3	-4.1	—	—	—	—	—
	井戸深度60m、井戸口径250mm、標高14m									
浅井戸 (寺田地域)	-3.7	-3.9	-4.0	-4.1	—	—	—	—	—	—
	井戸深度30m、井戸口径60mm、標高15m									
浅井戸 (寺田地域)	—	—	—	—	-4.0	-3.8	-4.1	-3.8	-4.0	-4.1
	井戸深度45m、井戸口径200mm、標高15m									
浅井戸 (富野青谷地域)	-5.5	-5.4	-5.0	-5.0	-5.1	-4.9	-5.1	-4.9	-4.9	-5.0
	井戸深度40m、井戸口径200mm、標高20m									
深井戸 (市中央部)	-39.6	-39.8	-39.0	-38.6	-38.8	-38.5	-38.5	-38.4	-37.6	-37.3
	井戸深度90m、井戸口径150mm、標高54m									

(資料：上下水道部)

2-19 一般地域の環境騒音測定結果 (令和4年12月6日～12月7日)

測定地点	用途地域	環境基準(dB)		測定結果				地域 類型
		昼間	夜間	等価騒音レベル L _{Aeq} (dB)		環境基準適合状況		
				昼間	夜間	昼間	夜間	
1 久世北垣内 47-5 他 1	1 種住居	55	45	44	35	○	○	B 類型
2 水主北ノ口 18	1 種住居	55	45	48	40	○	○	B 類型
3 寺田北山田 29-11	1 種住居	55	45	46	38	○	○	B 類型
4 富野森山 1-97	1 種住居	55	45	48	44	○	○	B 類型
5 市辺柿木原 48-31 他 1	1 種住居	55	45	54	41	○	○	B 類型

2-20 (1) 道路交通振動測定結果 (令和4年12月6日～12月7日)

	No.	路線名	測定地点	用途地域	振動測定結果				交通量 (台/10分)	
					振動(L ₁₀ :dB)		要請限度値(dB)		令和4年度	
					昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
道路 近接空間 幹線 交通を 担う	1	一般国道 24 号	久世荒内 309	準工業	49	47	70	65	362	58
	2	一般国道 24 号	富野南清水 69	準住居	50	47	65	60	168	44
	3	一般国道 307 号	市辺白坂 4	工業	45	45	70	65	137	26
	4	府道上粕城陽線	観音堂巽畑 17-4	市街化調整区域	31	26	65	60	90	8
	5	府道山城総合運動 公園城陽線	寺田大川原 45	第1種低層住居専 用地域	56	43	65	60	124	13
	6	府道八幡城陽線	平川大將軍 2	第2種低層住居専 用地域	44	44	65	60	50	10

2-20-(2) 評価区間別面的評価結果 (令和4年12月6日~12月7日)

評価区間	評価区間 起点	評価区間 終点	面的評価結果 (戸数)				面的評価結果 (%)					
			評価対象住居等戸数	昼間・夜間ともに環境基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼間・夜間とも基準値超過	評価対象住居等戸数	昼間・夜間ともに環境基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼間・夜間とも基準値超過
全体			1,309	1,272	11	15	11	100.0	97.2	0.8	1.1	0.8
一般国道 24 号	平川	寺田	5	5	0	0	0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
一般国道 24 号	長池	奈島	152	141	10	0	1	100.0	92.8	6.6	0.0	0.7
	奈島	奈島	4	4	0	0	0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
一般国道 307 号	寺田	長池	52	52	0	0	0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	市辺	奈島	114	113	0	0	1	100.0	99.1	0.0	0.0	0.9
府道上狛城陽線	市辺	市辺	18	16	1	0	1	100.0	88.9	5.6	0.0	5.6
	市辺	観音堂	269	269	0	0	0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
府道山城総合運動公園城陽線	観音堂	観音堂	51	51	0	0	0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	観音堂	長池	187	186	0	0	1	100.0	99.5	0.0	0.0	0.5
府道八幡城陽線	平川	平川	385	383	0	0	2	100.0	99.5	0.0	0.0	0.5

(注) 四捨五入の関係で、合計が 100%にならないことがある。

2-21 騒音に係る特定施設の届出状況

種類	騒音規制法		京都府環境を守り育てる条例	
	事業場数	施設数	事業場数	施設数
金属加工機械	12	66	58	213
圧縮機、送風機	27	236	168	2,025
土石用破碎機等	—	—	5	7
繊維機械	—	—	8	353
建設用資材製造機械	—	—	1	2
木材加工機械	4	7	13	19
印刷機械	3	6	—	—
合成樹脂用射出成形機	4	23	2	8
合成樹脂加工機械	—	—	—	—
遠心分離機	—	—	1	2
クーリングタワー	—	—	19	43
重油バーナー	—	—	3	9
工業用動力マシン	—	—	3	39
計	50	338	281	2,720

(注) 法の事業場数は実数、府条例の事業場数は延数。

(令和5年3月末現在)

2-22 振動に係る特定施設の届出状況

種類	振動規制法		京都府環境を守り育てる条例	
	事業場数	施設数	事業場数	施設数
金属加工機械	10	65	10	22
圧縮機	22	89	—	—
土石用破碎機等	—	—	4	6
繊維機械	—	—	—	—
コンクリートブロックマシン等	—	—	—	—
木材加工機械	1	1	—	—
バッチャープラント	—	—	1	1
印刷機械	1	1	—	—
合成樹脂用射出成形機	4	23	—	—
冷凍機	—	—	101	873
遠心分離機	—	—	1	2
計	38	179	117	904

(注) 法の事業場数は実数、府条例の事業場数は延数。

(令和5年3月末現在)

2-2-3 騒音に係る環境基準（抜粋）

地域の類型		基準値	
		昼間(6時から22時)	夜間(22時から6時)
一般地域	A及びB	55 dB以下	45 dB以下
	C	60 dB以下	50 dB以下
道路に面する地域	A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 dB以下	55 dB以下
	B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 dB以下	60 dB以下
幹線交通を担う道路に近接する空間		70 dB以下	65 dB以下

(資料: 京都府)

(地域の類型)

A地域: 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域

B地域: 第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域

C地域: 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

1 幹線交通を担う道路とは次のものをいう。

①道路法上の高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の車線を有する市町村道。

②道路運送法上の一般自動車道であって都市計画法施行規則に規定する自動車専用道路。

2 幹線交通を担う道路に近接する空間とは、2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路にあつては、道路端から15m、2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路にあつては、道路端から20mまでの範囲をいう。

2-2-4 自動車騒音の要請限度（抜粋）

区域の区分		基準値	
		昼間(6時から22時)	夜間(22時から6時)
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域		65 dB以下	55 dB以下
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域		70 dB以下	65 dB以下
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域		75 dB以下	70 dB以下
幹線交通を担う道路に近接する区域		75 dB以下	70 dB以下

(資料: 京都府)

(区域の区分)

a区域: 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域

b区域: 第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域

c区域: 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

1 幹線交通を担う道路とは次のものをいう。

①道路法上の高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の車線を有する市町村道。

②道路運送法上の一般自動車道であって都市計画法施行規則に規定する自動車専用道路。

2 幹線交通を担う道路に近接する区域とは、2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路にあつては、道路端から15m、2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路にあつては、道路端から20mまでの範囲をいう。

2-2-5 道路交通振動の要請限度（抜粋）

区域の区分		基準値	
		昼間 (午前8時から午後7時)	夜間 (午後7時から午前8時)
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域	65 dB	60 dB
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	70 dB	65 dB

(資料: 京都府)

2-26 悪臭防止法に基づく規制基準

①敷地境界における規制基準

特定悪臭物質の種類	許容限度(ppm)	
	A地域	B地域
アンモニア	1	5
メチルメルカプタン	0.002	0.01
硫化水素	0.02	0.2
硫化メチル	0.01	0.2
二硫化メチル	0.009	0.1
トリメチルアミン	0.005	0.07
アセトアルデヒド	0.05	0.5
プロピオンアルデヒド	0.05	0.5
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.08
イソブチルアルデヒド	0.02	0.2
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.05
イソバレールアルデヒド	0.003	0.01
イソブタノール	0.9	20
酢酸エチル	3	20
メチルイソブチルケトン	1	6
トルエン	10	60
スチレン	0.4	2
キシレン	1	5
プロピオン酸	0.03	0.2
ノルマル酪酸	0.001	0.006
ノルマル吉草酸	0.0009	0.004
イソ吉草酸	0.001	0.01

(資料：京都府)

備考

1. A 地域とは、規制地域のうち B 地域以外の区域をいう。
2. B 地域とは、規制地域のうち農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)第6条の規定により農業振興地域として指定された地域及び国土利用計画法(昭和 49 年法律第 92 号)第9条の規定により森林地域として定められた地域(都市計画法第7条第2項に規定する市街化区域にあるものを除く。)をいう。

②排出口における規制基準

①の規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則第3条に規定する方法により算出して得た流量

③排出水に係る規制基準

①の規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則第4条に規定する方法により算出して得た濃度

2-27 ダイオキシン類等の調査結果

事業場自主測定(3事業場)

種類	測定場所等	測定日	測定値	基準値
排出ガス	公共施設 A-1	R4. 7. 11	0.000079 ng-TEQ/m ³	10 ng-TEQ/m ³
	公共施設 A-2	R4. 7. 12	0.000028 ng-TEQ/m ³	0.1 ng-TEQ/m ³
	公共施設 A-3	R4. 7. 12	0.000028 ng-TEQ/m ³	0.1 ng-TEQ/m ³
	公共施設 B		休止中	10 ng-TEQ/m ³
	A 社	R5. 3. 17	0.013 ng-TEQ/m ³	10 ng-TEQ/m ³
	B 社	R5. 3. 24	0.52 ng-TEQ/m ³	5 ng-TEQ/m ³
ばいじん	公共施設 A-1		集じんなし	3 ng-TEQ/g
	公共施設 A-2	R4. 7. 12	0.26 ng-TEQ/g	3 ng-TEQ/g
	公共施設 A-3		上記と混合排出	3 ng-TEQ/g
	公共施設 B		休止中	3 ng-TEQ/g
	A 社	R5. 3. 17	0.011 ng-TEQ/g	3 ng-TEQ/g
	B 社	R5. 3. 27	0.025 ng-TEQ/g	3 ng-TEQ/g
燃え殻	公共施設 A-1	R4. 7. 12	0.000039 ng-TEQ/g	3 ng-TEQ/g
	公共施設 A-2	R4. 7. 12	0.014 ng-TEQ/g	3 ng-TEQ/g
	公共施設 A-3	R4. 7. 12	0.0070 ng-TEQ/g	3 ng-TEQ/g
	公共施設 B		休止中	3 ng-TEQ/g
	A 社	R5. 3. 17	0 ng-TEQ/g	3 ng-TEQ/g
	B 社	R5. 3. 27	0.0028 ng-TEQ/g	3 ng-TEQ/g
排出水	公共施設 A-1	R4. 10. 20	0.0000084 pg-TEQ/L	10 pg-TEQ/L
	公共施設 A-2			
	公共施設 A-3			

(資料：京都府)

2-28 城陽市あき地の雑草等の除去に関する条例

昭和 58 年 3 月 29 日
条例第 9 号

城陽市あき地の雑草の除去に関する条例(昭和 48 年条例第 25 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この条例は、あき地の雑草等を除去することによって、市民の良好な生活環境の保持に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) あき地 現に使用していない土地及びこれに準ずる土地をいう。
- (2) 雑草等 雑草、枯草又はかん木類をいう。
- (3) 所有者等 あき地の所有者、占有者又は管理者をいう。
- (4) 不良状態 あき地が雑草等の繁茂により、次のいずれかに該当する状態をいう。
 - ア 市民の健康を害し、又は害するおそれがあるとき。
 - イ 犯罪、火災又は交通事故の発生を誘発するおそれがあるとき。

(所有者等の義務)

第 3 条 あき地の所有者等は、当該あき地が不良状態にならないよう努めなければならない。

(適用の範囲)

第 4 条 この条例の適用範囲は、次のとおりとする。

- (1) 市街化区域(都市計画法第 7 条に規定する区域をいう。)内のあき地
- (2) 市街化調整区域(都市計画法第 7 条に規定する区域をいう。)内で市長が雑草等の除去を必要と認めたあき地

(除去の指導)

第 5 条 市長は、あき地が不良状態にあると認めるときは、当該あき地の所有者等に対し、雑草等の除去について指導をするものとする。

(除去の命令)

第 6 条 市長は、所有者等が前条の指導に従わないときは、その者に対し当該あき地の雑草等の除去を命ずることができる。

(代執行)

第 7 条 市長は、あき地の所有者等が前条の命令に従わない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法の定めるところにより、市長は、あき地の所有者等のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさせ、その費用をあき地の所有者等から徴収するものとする。

2 代執行を行う執行責任者は、その執行責任を有する者であることを示す証票を携帯し、関係人の請求があるときはこれを提示しなければならない。

(立入調査)

第 8 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、あき地に立入り、その状態、管理の方法、措置の内容その他必要な事項に関し調査することができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(除去の委託)

第 9 条 あき地の所有者等は、当該あき地の雑草等の除去を市長に申請し、委託することができる。

2 委託料については、規則で定める。

(罰則)

第 10 条 第 6 条の規定による命令に違反した者については 3 万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第 11 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前条の罰金刑を科する。

(委任)

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

2-29 除草指導状況

区分		年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		
		令和元年度	令和2年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度	令和4年度	令和4年度		
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
対象地	筆数(筆)	103	94	101	102	97	98	92	86	
	面積(m ²)	32,760	29,088	29,865	29,914	29,569	29,871	29,002	28,209	
処理数	自己処理	筆数(筆)	77	78	66	90	64	90	69	76
		面積(m ²)	26,904	26,500	22,397	28,209	22,437	28,634	24,138	26,499
	委託処理	筆数(筆)	26	16	35	12	33	8	23	10
		面積(m ²)	5,856	2,588	7,468	1,705	7,132	1,237	4,864	1,710
	合計	筆数(筆)	103	94	101	102	97	98	92	86
		面積(m ²)	32,760	29,088	29,865	29,914	29,569	29,871	29,002	28,209
未処理数	筆数(筆)	0	0	0	0	0	0	0	0	
	面積(m ²)	0	0	0	0	0	0	0	0	
処理率(%)		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
苦情件数(件)		12	6	15	1	10	2	7	2	

2-30 公害別の苦情受理件数及び処理件数

(単位：件)

項目 年度	典 型 7 公 害							その他	合計
	大 気 汚 染	水 質 汚 濁	土 壌 汚 染	騒 音	振 動	地 盤 沈 下	悪 臭		
平成25年度	12	3	1	2	0	0	10	18	46
	12	3	1	2	0	0	10	18	46
平成26年度	21	6	0	13	2	0	4	10	56
	21	6	0	14	2	0	5	10	58
平成27年度	17	5	0	10	0	0	10	7	49
	17	5	0	10	0	0	9	6	47
平成28年度	14	3	0	9	1	0	5	5	37
	14	3	0	9	1	0	6	5	38
平成29年度	26	1	2	6	0	0	3	12	50
	26	1	2	6	0	0	3	12	50
平成30年度	9	2	1	15	1	0	11	19	58
	9	2	1	15	1	0	11	19	58
令和元年度	19	3	0	13	1	0	6	11	53
	19	3	0	13	1	0	6	10	52
令和2年度	17	2	0	12	4	0	10	13	58
	17	2	0	12	4	0	10	12	57
令和3年度	10	6	0	12	1	0	17	10	56
	10	6	0	12	1	0	16	10	55
令和4年度	9	3	0	20	5	0	14	12	63
	9	3	0	20	5	0	13	12	62

(注) 上段：受理件数、下段：年度内処理件数

2-31 用途地域別苦情受理件数

(単位：件)

種類 地域	年 度	典 型 公 害							その他	合計
		大 気 汚 染	水 質 汚 濁	土 壌 汚 染	騒 音	振 動	地 盤 沈 下	悪 臭		
第1種低層住居 専用地域 386 ha	2	0	0	0	4	1	0	2	4	11
	3	1	1	0	5	0	0	6	6	19
	4	1	0	0	8	0	0	5	9	23
第2種低層住居 専用地域 20 ha	2	0	0	0	0	0	0	1	0	2
	3	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第1種住居地域 306 ha	2	2	0	0	3	1	0	3	4	13
	3	0	0	0	2	1	0	4	4	11
	4	1	0	0	6	3	0	8	0	18
第2種住居地域 1 ha	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
準住居地域 15 ha	2	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4	0	0	0	1	0	0	0	0	1
近隣商業地域 21 ha	2	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	3	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	4	0	0	0	1	0	0	0	0	1
商業地域 29 ha	2	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
準工業地域 59 ha	2	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	3	0	3	0	0	0	0	3	0	6
	4	0	2	0	0	1	0	0	0	3
工業地域 28 ha	2	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
工業専用地域 6 ha	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4	0	1	0	0	1	0	0	0	2
市街化調整区域 2,400 ha	2	14	2	0	3	1	0	2	5	27
	3	9	2	0	3	0	0	4	0	18
	4	7	0	0	4	0	0	1	3	15
合 計 3,271 ha	2	17	2	0	12	4	0	10	13	58
	3	10	6	0	12	1	0	17	10	56
	4	9	3	0	20	5	0	14	12	63

2-32 城陽市一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

平成 30 年 12 月 28 日
条例第 31 号

目次

第1章	総則(第1条・第2条)
第2章	市の責務及び一般廃棄物の減量等(第3条―第7条)
第3章	一般廃棄物の適正な処理
第1節	一般廃棄物処理計画(第8条)
第2節	一般廃棄物の処理(第9条―第16条)
第3節	適正処理困難物の処理(第17条)
第4章	一般廃棄物処理業の許可等(第18条―第22条)
第5章	手数料(第23条・第24条)
第6章	廃棄物減量等推進審議会(第25条)
第7章	雑則(第26条―第31条)
第8章	罰則(第32条・第33条)
	附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、一般廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用の促進による一般廃棄物の減量並びにその適正な処理等を行うことにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって環境への負荷の少ない循環型社会を形成して、市民の健康で快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で使用用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)及び循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)で使用用語の例によるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 家庭系一般廃棄物 家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物をいう。
- (2) 事業系一般廃棄物 事業者が事業として行うこと(以下「事業活動」という。)に伴って生じた一般廃棄物をいう。
- (3) 事業者 物の生産、サービスの提供等を事業として行うすべてのものをいう。
- (4) ごみステーション 市民等が市長に届け出て市長が認めた家庭系一般廃棄物の集積所をいう。
- (5) 回収拠点 使用済小型家電(環境省及び経済産業省が策定した「使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン」における特定対象品目をいう。以下同じ。)その他の規則で定める品目をそれぞれ回収するための集積所で、市長が定めたものをいう。

第2章 市の責務及び一般廃棄物の減量等

(市の責務)

第3条 市は、再使用又は再生利用が可能な物の積極的な使用等により、自ら一般廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市は、一般廃棄物の減量に関する市民及び事業者の意識の啓発を図り、並びに市民又は事業者の自主的な活動に対し、情報提供、助成制度その他の必要な施策を講じなければならない。

(市民が行う減量)

第4条 市民は、使い捨ての製品、容器等の使用をできる限り抑制すること、再使用が可能な製品を購入すること等により、家庭系一般廃棄物の発生の抑制及び再使用に努めなければならない。

2 市民は、城陽市資源再生利用奨励金交付規則(昭和57年城陽市規則第23号)第4条の規定により届け出た団体(以下「地域団体」という。)が行う再生利用が可能な家庭系一般廃棄物の回収に協力することにより再生利用に努めるものとし、市が行う再生利用が可能な家庭系一般廃棄物の分別収集に協力するよう努めなければならない。

(事業者が行う減量)

第5条 事業者は、事業系一般廃棄物の発生を抑制し、発生した事業系一般廃棄物の再使用又は再生利用の促進に努めなければならない。

2 事業者は、事業活動に際して、使い捨ての製品、容器等の使用をできる限り抑制するよう努めるとともに、製品等の包装の簡素化に努めなければならない。

3 事業者は、事業活動に際して、再使用又は再生利用が容易にできるよう製品、容器等の工夫に努めなければならない。

(相互協力)

第6条 市、市民及び事業者は、一般廃棄物の減量及び適正な処理に当たっては、相互に協力し、及び連携しなければならない。

(清潔の保持)

第7条 土地又は建物の占有者又は管理者(以下「占有者等」という。)は、当該土地又は建物内にみだりに一般廃棄物が捨てられないように、適正な管理に努めなければならない。

2 占有者等は、その土地又は建物内に一般廃棄物が捨てられたときは、可能な限り、当該一般廃棄物の適正な処理に努めなければならない。

3 市民は、日常的に利用するごみステーションを清潔に保たなければならない。

4 共同住宅等(マンション、アパート、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅(長屋を除く。))をいう。以下同じ。)の所有者(当該共同住宅等を管理する者がある場合にあっては、その者。以下同じ。)は、当該共同住宅等の居住者に対し、当該居住者が日常的に利用するごみステーションを清潔に保つことについて周知しなければならない。

第3章 一般廃棄物の適正な処理

第1節 一般廃棄物処理計画

第8条 市は、法第6条第1項の規定により一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、その旨を告示しなければならない。

第2節 一般廃棄物の処理

(一般廃棄物の処理の委託)

第9条 市は、一般廃棄物処理計画の範囲内において、一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市以外の者に委託することができる。

(家庭系一般廃棄物の処理)

第10条 市民は、市が収集する家庭系一般廃棄物について、飛散及び流出並びに悪臭の発生を防止した上で、市長が指定する日時、分別の区分等を遵守してごみステーション又は回収拠点に排出しなければならない。

2 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第26条第1項第1号の使用済指定再資源化製品に該当するパーソナルコンピュータ、大型ごみ(最も長い辺の長さが1メートルを超えるものに限る。)並びに第14条各号に掲げる収集及び運搬を行わない物は、ごみステーションに排出することができない。

3 第2条第5号の使用済小型家電その他の規則で定める品目以外の物は、回収拠点に排出することができない。

4 共同住宅等の所有者は、前3項の規定を遵守するために、市の施策に必要な協力をしなければならない。

(事業系一般廃棄物の処理)

第11条 事業者は、事業系一般廃棄物を自らの責任において、生活環境の保全上支障のない方法により適正に処理しなければならない。

(多量の事業系一般廃棄物の処理)

第12条 市長は、法第6条の2第5項の規定により、必要があると認めるときは、規則で定める量を超える事業系一般廃棄物を排出する事業者に対して、当該事業系一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該事業系一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

(収集又は運搬の禁止)

第13条 市(市から収集又は運搬の委託を受けた者を含む。次条、第15条及び第23条第1項において同じ。)以外の者は、ごみステーション又は回収拠点に排出された家庭系一般廃棄物のうち、空き缶、空き瓶その他の再生利用が可能な家庭系一般廃棄物として規則で定めるものを収集し、又は運搬してはならない。ただし、第7条第3項の規定により市民が清潔の保持のために一般廃棄物を収集し、又は運搬する場合及び地域団体が行う再生利用が可能な家庭系一般廃棄物(空き缶に限る。)の回収に際し、地域団体と契約をした者が当該空き缶を収集し、又は運搬する場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定に違反する行為をした者に対し、当該行為を行わないよう命ずることができる。

(収集及び運搬を行わない物)

第14条 次に掲げる物は、市が行う家庭系一般廃棄物の収集及び運搬の対象としない。ただし、市長が特に収集又は運搬の必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 著しく悪臭を発生させる物

(2) 引火性の物(使い捨てライター、スプレー缶及びカセットボンベを除く。)

(3) 有害な物質を含む物

(4) 特別管理一般廃棄物

(5) 法第6条の3第1項の規定により環境大臣が指定した一般廃棄物

(6) 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第5項の特定家庭用機器廃棄物

(7) 第17条第1項の規定により市長が指定をした一般廃棄物

(8) 事業系一般廃棄物

(9) 前各号に掲げる物のほか、一般廃棄物の処理に著しい支障を及ぼすおそれがある物

(収集拒否)

第15条 市は、第10条第1項から第3項までの規定に違反して排出された物又は前条各号に掲げる収集及び運搬を行わない物については、その収集、運搬又は処分をしないことができる。

(動物の死体)

第16条 占有者等は、その土地又は建物内の動物の死体を自らの責任において、適正に処理しなければならない。ただし、自ら処理することができないとき(事業活動に伴うときを除く。)は、市にその処理を依頼することができる。

第3節 適正処理困難物の処理

(適正処理困難物の指定等)

第17条 市長は、法第6条の3第1項の規定により環境大臣が指定した一般廃棄物以外の一般廃棄物のうち、市の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らしその適正な処理が困難なものを、適正処理困難物として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

3 市長は、適正処理困難物になる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、当該事業者による回収その他当該適正処理困難物の処理に必要な協力を要請することができる。

第4章 一般廃棄物処理業の許可等

(一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の許可申請等)

第18条 法第7条第1項の規定による許可若しくは第2項の規定による当該許可の更新若しくは第6項の規定による許可若しくは第7項の規定による当該許可の更新を受けようとする者又は法第7条の2第1項の規定による事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

2 市長は、法第7条第1項若しくは第6項又は法第7条の2第1項の規定により許可をしたときは、当該許可を受けた者に許可証を交付する。

3 前項の規定により許可証の交付を受けた者が当該許可証を紛失し、又は毀損したときは、直ちに市長に許可証の再交付を申請しなければならない。

(遵守義務)

第19条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 法第7条第5項又は第10項(法第7条の2第2項の規定により準用する場合を含む。)で定める許可の基準に適合していること。

(2) 前条第2項の許可証を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。

(3) 前条第2項の許可証をもって他人にその営業をさせないこと。

(事業の停止)

第20条 市長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が法第7条の3各号のいずれかに該当するとき、又はこの条例に違反する行為をしたときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(許可の取消し)

第21条 市長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が法第7条の3第2号若しくは第3号のいずれかに該当するとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な申請により許可を受けたとき。
- (2) 許可の基準に適合しなくなったとき。
- (3) 前2号に定める場合のほか、市長が不適当と認めるとき。

(一般廃棄物再生利用業の指定等)

第22条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第2条第2号に規定する再生利用されることが確実であると市長が認めた一般廃棄物のみを収集し、若しくは運搬する業(以下「一般廃棄物再生利用業」という。)の指定を受けようとする者又は当該指定の更新を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請に対して一般廃棄物再生利用業の指定をしたときは、当該指定を受けた者に指定証を交付する。
- 3 前項の規定により指定証の交付を受けた者が当該指定証を紛失し、又は毀損したときは、直ちに市長に指定証の再交付を申請しなければならない。

第5章 手数料

(一般廃棄物処理手数料)

第23条 大型ごみの収集、運搬及び処分又は動物の死体の収集、運搬若しくは処分を市に依頼しようとする者は、規則で定める時に、別表に定める手数料を納付しなければならない。

- 2 既納の手数は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 市長は、災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、第1項の手数を減免することができる。
- 4 一般廃棄物収集運搬業者が行う大型ごみの収集若しくは運搬又は一般廃棄物処分業者が行う大型ごみの処分に係る料金の上限は、基本料金、重量料金及び城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する条例(平成14年城南衛生管理組合条例第9号)別表2に規定する処分手数料の額の合計額とする。
- 5 前項に規定する基本料金の額は2,000円とし、重量料金の額は20キログラムまでごとに1,000円とする。

(許可等の申請に係る手数料)

第24条 次の各号に掲げる事項を申請する者は、申請1件につき、当該各号に定める手数料を納付しなければならない。

- (1) 法第7条第1項の規定による許可 5,000円
 - (2) 法第7条第2項の規定による許可の更新 500円
 - (3) 法第7条第6項の規定による許可 5,000円
 - (4) 法第7条第7項の規定による許可の更新 500円
 - (5) 法第7条の2第1項の規定による事業の範囲の変更の許可 500円
 - (6) 第18条第3項の規定による許可証の再交付 3,000円
- 2 前項に規定する手数料は、申請の時に納付しなければならない。
 - 3 既納の手数は、還付しない。

第6章 廃棄物減量等推進審議会

第25条 法第5条の7第1項の規定により、城陽市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、市長に答申する。
 - (1) 一般廃棄物の分別の区別及び減量に関する事項
 - (2) 一般廃棄物の適正な処理に関する事項
 - (3) 一般廃棄物の再生利用に関する事項
 - (4) その他市長が必要と認める事項
- 3 審議会は、前項に規定する調査審議のほか、一般廃棄物の減量等に関する事項について市長に建議することができる。
- 4 審議会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 市民
 - (2) 事業者
 - (3) 学識経験を有する者
 - (4) その他市長が必要と認める者
- 5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 6 委員に欠員が生じたときは、補欠の委員を置くことができる。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 雑則

(報告の徴収)

第26条 市長は、占有者等、事業者その他必要と認める者に対し、一般廃棄物の処理に関し、必要な報告を求めることができる。

- 2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

(立入調査)

第27条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、占有者等又は事業者が占有し、所有し、又は管理する土地又は建物内に立ち入り、一般廃棄物の処理に関し、必要な調査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第 28 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、違反した者に対し必要な指導を行い、相当の期間を定めて当該違反行為の中止その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- (1) 第 7 条第 3 項の規定による清潔の保持又は第 4 項の規定による周知義務に違反したとき。
- (2) 第 10 条第 1 項から第 3 項までの規定による排出に違反したとき。
- (3) 第 12 条の規定による指示に違反したとき。

(是正命令)

第 29 条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その者に対し、相当の期間を定めて違反を是正するために必要な措置をとるべきことを書面により命ずることができる。

(公表)

第 30 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の氏名、住所(法人にあつては、その名称、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 15 項に規定する法人番号、代表者の氏名及び事務所の所在地)及び違反の事実を公表することができる。

- (1) 第 26 条第 2 項の規定に違反して、報告を拒み、又は虚偽の報告をした者
- (2) 第 27 条第 1 項の規定による立入り又は調査を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避した者
- (3) 前条の規定による是正命令に違反した者

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、公表の対象となる者に対し事前に公表を行う理由を通知し、その者が意見を述べ、又は有利な証拠を提示する機会を与えなければならない。

(委任)

第 31 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第 8 章 罰則

第 32 条 第 13 条第 2 項の規定による命令に違反して収集し、又は運搬した者は、20 万円以下の罰金に処する。

第 33 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条に規定する罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年(2019 年)9 月 1 日から施行する。ただし、第 17 条、第 18 条、第 21 条、第 22 条及び第 24 条の規定は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年(2019 年)9 月 30 日条例第 8 号)

この条例は、令和 2 年(2020 年)3 月 1 日から施行する。

別表(第 23 条関係)

事項		手数料
大型ごみ	規則で定める大型ごみ	2,000 円以下で規則で定める額
	規則で定める大型ごみ以外の大型ごみで、最も長い辺が 1.5 メートル以下のもの	1,000 円
	規則で定める大型ごみ以外の大型ごみで、最も長い辺が 1.5 メートルを超えるもの	2,000 円
動物の死体	100 キログラム以下の動物の死体	市が収集する場合 1 体につき 2,000 円 市が指定する場所で引き受ける場合 無料
	100 キログラムを超える動物の死体	市が収集する場合 1 体につき 4,000 円に処分に要した費用の実費に相当する額を加えた額 市が指定する場所で引き受ける場合 1 体につき 2,000 円に処分に要した費用の実費に相当する額を加えた額

2-33 ごみの処理量と資源化率

(単位：t/年)

項目	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
		燃やすごみ	家庭系 11,859 事業系 4,761	11,824 5,074	11,692 4,673	11,316 4,050
燃やさないごみ	家庭系	2,301	2,213	2,392	2,090	1,871
資源物 (カン・ビン・ペットボトル等)	回収量	1,502	1,483	1,515	1,590	1,526
	資源化量	1,040	1,030	1,057	1,060	1,064
集団回収(新聞・ダンボール等)		3,241	3,036	2,657	2,573	2,366
資源物収集量合計		4,743	4,519	4,172	4,163	3,892
資源化率(%)		90.3	90.0	89.0	87.3	88.1
一人一日当たりごみ排出量(g)		507	505	509	488	474

(注) 資源化率=(資源化資源物+集団回収)/資源物収集量合計

一人一日当たりごみ排出量=(家庭系の燃やすごみ+家庭系の燃やさないごみ)/市の人口/年間日数で算出。

家庭系の燃やすごみ及び燃やさないごみには、不法投棄等を含む。

2-34 生ごみ処理機等購入費補助の状況

(単位：件)

年度 項目	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
コンポスト容器	10	1	5	7	2	2	5	2	5	3
ボカシ容器	4	1	0	0	0	1	2	3	0	1
生ごみ処理機	11	4	12	10	1	5	7	15	11	10

2-35 城陽市飼い犬のふん害の防止に関する条例

平成 17 年 4 月 1 日
条例第 10 号

(目的)

第 1 条 この条例は、飼い犬のふんの処理等について必要な事項を定めることにより、飼い犬のふん害の防止に関する意識の高揚を図り、地域の環境美化の促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ふん害 道路、河川、公園、学校、福祉施設、医療施設、神社仏閣及びこれらに類する場所(以下「公共の場所」という。)にふんを放置することをいう。
- (2) 飼い主 飼い犬の所有者(所有者以外の者が管理する場合は、その者を含む。)をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、第 1 条の目的を達成するため、飼い犬のふん害の防止に関する啓発に努めるものとする。

(飼い主の遵守事項)

第 4 条 飼い主は、飼い犬のふん害を防止するため、公共の場所に飼い犬を移動させるときは、飼い犬のふんを処理するための用具を携帯しなければならない。

2 飼い主は、公共の場所において、飼い犬がふんをしたときは、当該ふんを持ち帰らなければならない。

(勧告)

第 5 条 市長は、飼い主が前条第 2 項の規定に違反していると認めるときは、当該飼い主に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第 6 条 市長は、前条の規定による勧告を受けた飼い主が正当な理由なくその勧告に従わないときは、当該飼い主に対し、その勧告に従うよう命令することができる。

(罰則)

第 7 条 前条の規定による命令に違反した者は、30,000 円以下の罰金に処する。

(委任)

第 8 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 17 年(2005 年)10 月 1 日から施行する。

2-36 城陽市の名木・古木

認定番号	樹木の名称	樹種	樹高	幹周	樹木の所在地 (地名等)	樹木の解説
1	コウゾヤ 上津屋渡し場のエノキ	エノキ	16m	3.5m ※1	上津屋野上 2-1 (北村一雄邸)	木津川に橋が架かっていなかった頃、上津屋の渡し場の目印とされていた木。
2	オガミチャヤ 御拝茶屋八幡宮のエノキ	エノキ	20m	2.2m	平川茶屋裏 44 (御拝茶屋八幡宮境内)	旧街道の要衝の地にあり、往時は京都から奈良への旅人が、石清水八幡宮をここから遙拝したとされる御拝茶屋八幡宮の大木。
4	ヒライ 平井神社のケヤキ	ケヤキ	20m	2.2m	平川東垣外 78-1 (平井神社前の交番横)	近鉄久津川駅の玄関口に生育し、ケヤキ特有の樹姿をしており、容姿端麗な木。
8	オオタニ 大谷の千本立ちエノキ	エノキ	15m	4.7m ※2	寺田大谷 123 (東城陽ふれあいスポーツ広場西側)	11本の株立ちで、千本立ち(多行)エノキとして珍しい木。
10	コウノスヤマ 鴻ノ巣山のアカマツ	アカマツ	9m	2.0m	寺田宮ノ谷 29-1 (水度神社境内林中腹:散策道休憩所横)	昔の鴻ノ巣山の主体木で、付近一帯でマツタケが採取されていたアカマツ林の名残の大木。
11	ミト 水度神社境内のシノキ群の代表木	シノキ	19m	2.4m	寺田宮ノ谷 29-1 (水度神社境内散策道入口付近)	水度神社境内林のシノキを主体とした樹林は、植生遷移の極相を顕著に呈した貴重な樹林であり、その群生林の代表木。
12	ミト 水度神社のダイオウシヨウ	ダイオウシヨウ	25m	2.7m	寺田宮ノ谷 89 (水度神社境内林:散策道入口付近)	葉が三針葉でマツの仲間中最長である。アメリカ南東部の樹種ではあるが、京都府下でこれだけの大木は珍しい。
13	ミト 水度神社のシノキ	シノキ	13m	3.3m	寺田宮ノ谷 89 (水度神社境内社務所前)	推定樹齢約 300 年以上の風格のある古木で、水度神社のシンボルの木。
15	テラダ 寺田小学校のクスノキ	クスノキ	18m	3.1m	寺田北山田 2 (寺田小学校旧校門横)	樹形も堂々として校門脇に生育しており、寺田小学校のシンボルとなっている木。
16	ミトサカ 水度坂、中島邸のゴヨウマツ	ゴヨウマツ	5m	1.3m	寺田水度坂 8 (中島寛邸)	堂々とした樹形で、風格と気品を兼ね備えた古木。
17	ヤシヤ 夜叉ばあさんのムクノキ	ムクノキ	17m	1.9m	寺田水度坂 12 (玉池前の水度神社参道北側)	樹幹にできているコブが老女の顔に似ていることから、地域の伝説にちなみ「夜叉ばあさんの木」として親しまれている。
18	ミト 水度神社参道のクスノキ	クスノキ	17m	2.6m	寺田水度坂 132-1 (玉池北側)	水度参道と玉池の景観に趣を与えている、樹形も堂々とした参道の代表木。
19	キタウザイ 北東西、田島邸のエノキ	エノキ	14m	1.9m	寺田北東西 120 (田島繁雄邸) ※長光寺東隣	集落を北風から守る防風林として植えられたとされる、一昔前の名残の木。
20	ミズシ 水主神社のクスノキ群の代表木	クスノキ	24m	3.6m	水主宮馬場 30 (水主神社本殿右横)	水主神社の境内林は、クスノキの大木が群生しているすばらしい鎮守の森であり、その代表木。
21	ヒワノシヨウ 枇杷庄のクスノキ	クスノキ	18m	3.8m	枇杷庄大堀 76-1 (芝谷邸) ※枇杷庄児童公園西	枇杷庄公園の緑と一体となり、地区の緑を代表する木。
24	アラミ 荒見神社参道のクスギ	クスギ	16m	2.2m	富野荒見田 1-1 地先 (荒見神社参道:清心保育園前)	荒見神社の参道並木の面影をとどめる樹木の1つであり、樹姿も伸びやかな端正な木。
25	アラミ 荒見神社参道のクスノキ	クスノキ	14m	2.8m	富野荒見田 1-1 地先 (荒見神社参道)	荒見神社参道の緑の立役者の一つで、樹形がすばらしい木。
26	アラミ 荒見神社参道のエノキ	エノキ	12m	3.3m ※3	富野東田部 65 地先 (荒見神社参道)	荒見神社の参道並木の面影をとどめる樹木の1つで、2本立ちであるが樹形がすばらしい木。
27	ハセガワ 長谷川河口のエノキ	エノキ	13m	4.3m	富野内川 246 地先 (木津川堤防の長谷川河口)	木津川堤防にある大木。昔は、「六ヶ池のエノキ」と呼ばれ、田辺、井手方面から東富野への目印となっていた。
28	キタシズ 北清水、放示邸のヨコメガシ	カシ	3m	60cm ※4	長池北清水 22 (放示邸) ※長池園芸西隣	アラカシの園芸種であるが、推定樹齢約 100 年で、葉に白い模様が入る珍しい木。
30	アサダニ 青谷小学校のクスノキ	クスノキ	15m	2.9m	中樋ノ上 71 (青谷小学校校門南側)	地域の交通の拠点に生育しており、青谷地域のシンボルとなっている木。
31	カキ 賀茂神社のムクノキ	ムクノキ	20m	3.2m	奈島久保野 110 (賀茂神社境内)	ムクノキ特有の樹形をなし、地域を代表する木。
32	ナシマ 奈島弁天さんのケヤキ	ケヤキ	20m	2.7m	奈島久保野 3-1 (賀茂神社北東約 30m)	地域の緑地の代表となる樹姿がきれいな大木で、昔から弁天さんのケヤキとして祀られていた。

認定番号	樹木の名称	樹種	樹高	幹周	樹木の所在地(地名等)	樹木の解説
33	イチノベ 市辺天満神社のスギ	スギ*	24m	2.6m	市辺城下 88 (市辺天満神社拝殿 左前)	市内で最古のスギの大木で、樹齢約 130 年とされており、伸びやかに生育している。
34	イチノベ 市辺天満神社のモチノキ	モチノキ	15m	1.9m	市辺城下 88 (市辺天満神社内)	市辺天満神社の大木であり、モチノキとしては市内最大級。
35	ナカガイト 中垣内、富田邸のロウバイ	ロウバイ	4m	26cm ※4	市辺中垣内 2 (富田武男邸)	ソシンロウバイでこれだけまとまった群生は珍しく、開花する冬季には、地元をはじめ他府県からの見学者も多い。
36	イチノベナミカイト 市辺南垣内、松井邸のクロマツ	クロマツ	5m	1.7m	市辺南垣内 107 (松井敏和邸)	樹齢約 200 年とされる風格のある古木で、枝を四方に広げた樹姿はすばらしい。枝張は、最大 12m にも及ぶ。
38	カンノドウタツミバ 観音堂巽畑のシブガキ	カキ	8.5m	2.4m	観音堂巽畑 80 (「二本松の碑」の南 東約 80m 付近)	「鶴の子」という山城地域特有の品種で、柿渋を採るのに利用されるカキの大木。一面に実をつけた姿が美しい。城陽の古い暮らしを伝える木。
39	キタウザイ 北東西、奥邸のゴヨウマツ	ゴヨウマツ	5m	2.1m	寺田北東西 42 (奥源比古邸)	推定樹齢約 200 年以上で、庭木として整った風格を持つ木。
41	ヒラカワヨコミチ 平川横道、上田邸のソメイヨシノ	サクラ	7.5m	2.6m	平川横道 48-3 (マンション敷地内)	満開の花が美しい、住宅地の中でひととき目を引くサクラの古木。
42	イチノベマツオ 市辺松尾のイヌザクラ	サクラ	20m	1.5m	市辺松尾 43-2 (国道 307 号から高 塚林道徒歩約 20 分)	花は、ソメイヨシノなどと異なり、房状に咲き、葉の下部はクサビ型で、卵形のサクラの葉とは異なるので「イヌ」と呼ばれる。
43	イチノベナカガイト 市辺中垣内、畑中邸のナツメ	ナツメ	4m	0.9m	市辺中垣内 24 (畑中邸)	中国北部から平安朝時代に渡来し、その果実は薬用・食用に重宝されてきた。この木は、江戸時代に植えられた古木であるが、今も多くの実を付け続けている。
44	南京都病院のエドヒガン	サクラ	12m	3.15m	中芦原 11 (南京都病院敷地内)	根本から8本株立ちしているが、そのうち1本はエドヒガンの園芸種のシダレザクラ(イトザクラ)で、極めて珍しい。
45	ミト 水度神社のツガ	ツガ	15m	1.8m	寺田宮ノ谷 89 (水度神社境内)	水度神社境内に植えられたツガで、樹姿も伸びやかで端正な木。
46	クダ 久世神社のオガタマノキ	オガタマノキ	15m	1.7m	久世芝ヶ原 143 (久世神社境内)	神社に植えられるオガタマノキは古代より神聖な木とされ、久世神社を代表する木。
47	なかなかのごう 中中ノ郷のウメ	ウメ	2m	1.3m	中中ノ郷 12 畑地内 (龍福寺の西、約 50 m 付近)	城陽市の木であるウメを代表する実梅品種の「城州白」で、梅の里青谷のシンボリックな木。

認定を解除した樹木

認定番号	樹木の名称	樹種	樹木の所在地(地名等)	樹木の解説
3	アオヅカ 青塚古墳のコナラ	コナラ	平川室木 102 (青塚古墳の区域内)	枯死のため平成 27 年 2 月 19 日に認定解除
5	ヒライ 平井神社のナラガシワ	ナラガシワ	平川東垣外 78-1 (平井神社境内)	樹形回復が困難と判断のため令和 2 年 2 月 21 日に認定解除
6	カミオオタニ 上大谷 4 号古墳のコナラ	コナラ	久世上大谷 107-14 (上大谷古墳群 4 号墳地内)	枯死のため平成 27 年 2 月 19 日に認定解除
7	ライコウジ 来迎寺のカヤ	カヤ	久世南垣内 97 (来迎寺境内)	枯死のため平成 18 年 10 月 3 日に認定解除
9	コウノスギヤマ 鴻ノ巣山運動公園のウメ	ウメ	寺田大川原 90-7 (鴻ノ巣山運動公園内)	樹勢回復が困難と判断のため平成 30 年 2 月 28 日に認定解除
14	テラダ 寺田小学校のクスギ	クスギ*	寺田北山田 2 (寺田小学校校庭)	枯死のため平成 15 年 7 月 18 日に認定解除
22	トノハマ 富野浜のエノキ	エノキ	富野蛭子前 81 地先 (木津川堤外地の旧堤防跡地)	台風による倒壊・伐採のため平成 16 年 12 月 20 日に認定解除
23	トノハマ 富野浜のクワ	クワ	富野蛭子前 103 (木津川堤外地)	倒木により回復が見込めないため令和 4 年 3 月 31 日に認定解除
29	アサクラ 且棕神社のタマミズキ	タマミズキ	観音堂甲畑 1-12 (且棕神社境内)	枯死のため平成 27 年 2 月 19 日に認定解除
37	トノハマ 富野浜のエノキ	エノキ	富野蛭子前 81 地先	枯死のため平成 27 年 2 月 19 日に認定解除
40	キタウザイ 北東西、中島邸のゴヨウマツ	ゴヨウマツ	寺田北東西 78 (中島眞三郎邸)	枯死のため平成 26 年 3 月 5 日に認定解除

(資料: 都市政策課)

樹高: 地際から樹冠の最上端までの垂直高をいう。 幹周: 地際から 1.3m の高さの幹周りをいう。

樹高・幹周は認定時の数値。

※1: 地際周の計測で 3 本立ち

※2: 地際周の計測で 11 本立ち

※3: 地際周の計測で 2 本立ち

※4: 地際最大幹周の計測で 4 本立ち

2-37 公園の設置状況

(1) 城陽市所管

(令和5年4月1日現在)

No.	名 称	所 在 地	種 別	面 積 (㎡)
1	城陽市総合運動公園	寺田大川原・奥山・宮ノ谷	運動公園	160,168
2	木津川河川敷運動広場	水主下外島23-1 他	近隣公園	32,730
3	桜づつみ寺田緑地	寺田北堤下の一部及び地先	都市緑地	9,975
4	桜づつみ枇杷庄緑地	枇杷庄大堀及び島ノ宮の一部及び地先	〃	3,713
5	桜づつみ富野緑地	富野内川の一部及び地先	〃	10,610
6	桜づつみ奈島緑地	奈島川原口、植田及び中島の一部及び地先	〃	17,253
7	桜づつみ水主緑地	水主大將軍の一部及び地先	〃	17,951
8	山城青谷駅前広場	市辺五島88-8 他2	〃	846
9	長池駅前広場 I	長池北裏61-7	〃	557
10	富野荘駅前広場	枇杷庄鹿背田51-30	〃	737
11	久津川駅前広場	平川東垣外78-1	〃	610
12	枇杷庄公園	枇杷庄大堀138-1 他2	街区公園	2,787
13	久津川児童公園	平川野原10 他3	〃	2,289
14	指月児童公園	平川指月63-1	〃	999
15	寺田西児童公園	寺田大林43-4	〃	1,001
16	寺田児童公園	寺田今堀25	〃	1,154
17	高田児童公園	寺田高田57	〃	1,432
18	富野児童公園	富野東田部70-5	〃	1,041
19	青谷公園	奈島久保野39-1 他2	〃	1,652
20	北山田公園	寺田北山田29-11	〃	1,000
21	城陽団地第2児童公園	久世下大谷110-23	〃	1,238
22	鍛冶塚第1児童公園	平川鍛冶塚31-80	〃	1,029
23	上大谷第1児童公園	久世上大谷113-19	〃	2,246
24	城陽団地第1児童公園	久世下大谷6-290 他1	〃	1,413
25	大谷第1公園	寺田大谷115-18 他1	〃	8,748
26	深谷第3児童公園	寺田深谷8-6	〃	1,909
27	宮ノ谷第1児童公園	寺田深谷57-4	〃	1,461
28	深谷第2児童公園	寺田深谷64-256	〃	1,055
29	深谷第1児童公園	寺田深谷7-80	〃	1,372
30	宮ノ平第1児童公園	寺田宮ノ平35-1	〃	1,766
31	宮ノ平第2児童公園	寺田宮ノ平35-83	〃	1,773
32	庭井団地第1児童公園	寺田庭井1-98	〃	1,119
33	高井第1児童公園	富野高井60-168 他1	〃	1,455
34	深谷第3幼児公園	寺田深谷7-155 他1	〃	1,116
35	尼塚第9幼児公園	寺田尼塚39-2	〃	1,050
36	青池公園	市辺北山1-1 他6	〃	1,299
37	その他188公園		〃	77,721
城陽市所管合計		224カ所		376,275

(2) 京都府所管

No.	名 称	所 在 地	種 別	面 積 (㎡)
1	京都府立木津川運動公園	富野北角14-8他	総合公園	127,000

合 計	503, 275
-----	----------

(資料: 管理課、都市政策課)

第3章 城陽市の環境政策

3-1 城陽市環境基本条例

平成13年12月27日
条例第25号

目次

前文	
第1章	総則(第1条―第8条)
第2章	施策の策定等に係る基本方針(第9条)
第3章	施策の総合的かつ計画的推進(第10条―第12条)
第4章	推進施策
第1節	市が講ずる施策(第13条―第21条)
第2節	市民等による環境保全活動を促進する施策(第22条・第23条)
第3節	地球環境保全のため施策(第24条・第25条)
第5章	推進及び調整体制等(第26条―第33条)
附則	

前文

私たちのまち城陽は、京都と奈良の中間に位置し、豊かな水や自然の恵みを受け、さまざまな歴史と文化を形づくってきた。

しかしながら、昭和40年代からの急激な人口増加や都市化により、農地や森林の減少、河川の水質汚濁、ごみ排出量の増加、騒音、振動等の環境の悪化が進行してきた。とりわけ、東部丘陵地においては、広大な山砂利採取による市民生活への影響、採取後の土地利用が大きな課題となっている。

一方、近年のめざましい科学技術の進歩と、それに伴う社会経済活動の飛躍的な発展は、私たちを様々な労苦から解放し、物質的に豊かで便利な生活を実現させてきた。しかしながら、このような生活の背景にある大量生産、大量消費、大量廃棄を基本とした社会経済システムは、自然環境や生活環境に様々な負荷を与えるとともに、地球規模の環境にまで大きな影響を与えている。

私たちは、健康で文化的な生活を営むために、良好な環境の豊かな恵みを受ける権利を有している。そして同時に、この恵み豊かな良好な環境を将来の世代に引き継いでいく責務を負っている。

今、私たちは、私たちの生活が環境に負荷を与えていることを自覚し、歴史的、文化的遺産を通して先人たちの生活の知恵に学びながら、自らの生活や行動を環境への負荷の少ないものに変えていき、自然と人との共生を基本とする循環型社会を築いていかなければならない。このような共通認識の下で、「緑と太陽、やすらぎのまち・城陽」の都市像を目指して、市、市民、市民団体及び事業者がパートナーシップにより協力・協働して良好な環境の再生、保全及び創造に努めるとともに、地球環境を視野に入れた持続的発展が可能な社会をつくり上げていくため、市民の総意として、ここに城陽市環境基本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、良好な環境の再生、保全及び創造(以下「良好な環境の保全等」という。)のための基本理念並びに市、市民、市民団体及び事業者の協力・連携の下でそれぞれが果たすべき責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全等に関する施策の基本的事項を定め、これらの施策を総合的かつ計画的に推進することにより現在及び将来の市民が安心・安全で快適な生活を営むことのできる良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 良好な環境 現在及び将来の市民が健康を維持し、安心・安全で快適かつ文化的な生活を営むことができる生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)、自然環境及び歴史文化環境をいう。
- (3) 市民団体 主として市民又は事業者により組織された、公益的活動を行う団体をいう。
- (4) パートナーシップ 良好な環境の保全等のため、市、市民、市民団体及び事業者が、各々の責任と分担の下で互いに自立し、相互に支え合う関係をいう。
- (5) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (6) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)、悪臭等によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 良好な環境の保全等は、現在及び将来の市民が良好な環境を引き継いでいけるよう、すべての者の参加及び環境優先の認識の下に行われなければならない。

- 2 良好な環境の保全等は、豊かな水や緑の自然環境が守り育てられるとともに、自然との触れ合いを深め、自然と人との共生を目指して行われなければならない。
- 3 良好な環境の保全等は、資源・エネルギーの循環的な利用及びその適正な管理に努めることにより、環境への負荷の少ない循環型で持続可能な社会を実現し、発展させるように行われなければならない。
- 4 良好な環境の保全等は、市、市民、市民団体及び事業者がそれぞれの役割と責務を明確に認識し、パートナーシップによって行われなければならない。
- 5 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることから、地域での取組として行われるとともに、広域にわたるものについては、周辺地域、関係機関等と広域的国際的に協力・連携して取り組まなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する良好な環境の保全等についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、良好な環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び率先して実施しなければならない。

2 市は、基本理念ののっとり、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、良好な環境の保全等について配慮しなければならない。

3 市は、前2項に規定する施策の策定及び実施に関する必要な情報を適切に提供し、又は公開するように努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念ののっとり、日常生活において、資源・エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念ののっとり、良好な環境の保全等に関する活動(以下「環境保全活動」という。)に取り組むよう努めなければならない。

(市民団体の責務)

第6条 市民団体は、基本理念ののっとり、環境への負荷の低減及び環境保全活動に努めるものとする。

2 市民団体は、基本理念ののっとり、自らの環境保全活動を推進するために、市民への情報提供及び市民の参画又は学習の機会の提供に努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念ののっとり、その事業活動を行うに当たっては、良好な環境を阻害することのないよう、自らの負担と責任において必要な措置等の対策を講ずるとともに、環境保全活動に取り組まなければならない。

2 事業者は、基本理念ののっとり、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように、必要な措置を講じなければならない。

3 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念ののっとり、資源・エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

4 事業者は、基本理念ののっとり、良好な環境に配慮した事業活動を継続的に推進するとともに、環境マネジメントシステム(環境に配慮した事業の仕組みや手順をいう。)の構築に努めなければならない。

(各主体の協働)

第8条 市、市民、市民団体及び事業者は、前4条に規定するそれぞれの責務を果たすための環境保全活動等において、パートナーシップの理念に基づき協働していかなければならない。

第2章 施策の策定等に係る基本方針

第9条 市は、基本理念ののっとり、良好な環境の保全等に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が再生、保全及び創造されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、緑地、水辺等における多様な自然環境が再生、保全及び創造されること。

(3) 自然との豊かな触れ合いを確保するとともに、緑化が推進され、並びに地域の個性を生かした都市景観が形成され、並びに歴史文化環境が再生、保全及び創造されること。

(4) 地球環境保全に資する環境への負荷の低減が可能となるような循環型社会を構築するため、資源・エネルギーの循環的な利用、廃棄物の発生の抑制等を積極的に推進すること。

第3章 施策の総合的かつ計画的推進

(環境基本計画)

第10条 市長は、良好な環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 良好な環境の保全等に関する目標及び総合的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、良好な環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民、市民団体及び事業者の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ第26条に定める城陽市環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(実行計画等)

第11条 市長は、前条の環境基本計画を推進するため、その取組を率先して実行するための行動計画(以下「実行計画」という。)を定めなければならない。

2 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画、実行計画等との整合を図るものとする。

(年次報告等)

第12条 市長は、環境基本計画、実行計画等の適正な進行管理を図るため、市域の環境の現状、良好な環境の保全等に関する施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

2 市長は、前項の規定により公表した年次報告書に対して、市民、市民団体及び事業者の意見を聴くために必要な措置を講じなければならない。

第4章 推進施策

第1節 市が講ずる施策

(規制措置)

第13条 市は、公害を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(経済的措置)

第 14 条 市は、市民、市民団体及び事業者が環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の良好な環境の保全等に資する措置を採ることを助長する必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民、市民団体及び事業者への適正な経済的負担の措置について調査及び研究を行い、特に必要があるときは、当該措置を講ずるように努めるものとする。

(公共的施設の整備等)

第 15 条 市は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境の保全等)

第 16 条 市は、生物の多様性の確保が図られるとともに、多様な自然環境が再生、保全及び創造されるように、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第 17 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民、市民団体及び事業者による資源・エネルギーの循環的な利用、廃棄物の発生の抑制等が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源・エネルギーの循環的な利用、廃棄物の発生の抑制等に努めるものとする。

(東部丘陵地の環境への配慮)

第 18 条 市は、市域の東部に位置する丘陵地において、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者に対し、良好な環境の保全等に向けた必要な措置を講ずるものとする。

(環境影響評価)

第 19 条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、その事業の実施に当たりあらかじめ環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、良好な環境の保全等について適正に配慮することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

(事業者との協定)

第 20 条 市長は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため特に必要があるときは、事業者との間で環境への負荷の低減に関する協定を締結することができる。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用促進)

第 21 条 市は、環境への負荷の低減に資する製品等の積極的な利用に努めるとともに、市民、市民団体及び事業者による当該製品等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

第 2 節 市民等による環境保全活動を促進する施策

(環境学習及び環境教育の推進)

第 22 条 市は、市民、市民団体及び事業者が良好な環境の保全等についての理解を深めることにより、環境に配慮した生活及び行動が促進されるように、環境に関する学習及び教育を推進するものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第 23 条 市は、市民、市民団体及び事業者による良好な環境の保全等に関する自発的な活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

第 3 節 地球環境保全のための施策

(地球温暖化の防止等に関する施策の推進)

第 24 条 市は、地球環境保全に資するため、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策を積極的に推進するものとする。

(地球環境保全に関する国際協力等の推進)

第 25 条 市は、地球環境保全に資するため、国際機関、国、他の地方公共団体その他の関係機関等と連携し、地球環境保全に関する国際協力等の推進に努めるものとする。

第 5 章 推進及び調整体制等

(環境審議会)

第 26 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項及び環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、城陽市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項の調査審議を行う。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、良好な環境の保全等に関する基本的事項

3 審議会は、良好な環境の保全等に関する基本的事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市民団体の代表者

(2) 学識経験を有する者

(3) 関係行政機関の職員

(4) その他市長が必要と認める者

6 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

7 委員に欠員が生じたときは、補欠の委員を置くことができる。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(市民等の施策への参加)

第 27 条 市は、市、市民、市民団体及び事業者が地域の良好な環境の保全等及び地球環境保全に関して、パートナーシップによりその施策等を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第 28 条 市は、良好な環境の保全等に関する施策の調整を図るとともに、その施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(調査及び研究の実施)

第 29 条 市は、環境の状況の把握、環境の変化の予測又は環境の変化による影響の予測に関する調査その他の良好な環境の保全等に関する施策の策定等に必要な調査及び研究に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第 30 条 市は、環境の状況を的確に把握し、良好な環境の保全等に関する施策を実施するため、必要な監視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 31 条 市は、市の区域外に及ぶ環境への負荷の低減に努めるとともに、良好な環境の保全等のために広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(一時滞在者等の協力)

第 32 条 本市に一時滞在等する者は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全等に努めるとともに、市が行う良好な環境の保全等に関する施策並びに市民、市民団体及び事業者が行う環境保全活動に協力するものとする。

(その他)

第 33 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 14 年(2002 年)4 月 1 日から施行する。

3-2 城陽市環境基本条例制定の経過と城陽市環境市民懇話会の活動経過

年度	月	環境市民懇話会発足～条例施行まで	環境市民懇話会(カッコ内は開催回)
平成12	9	・環境市民懇話会発足 市民公募(9人)、市内事業者(6人)、 学識経験者(1人)、その他の団体(4人)	・委嘱書交付 (第1回)
	10～3		・条例への提言書作成 (第2回～第15回)
13	4	・「城陽市環境基本条例に関する提言書」 提出	・城陽市環境基本条例案の検討 (第16回～第21回) ・城陽市環境基本計画の検討スケジュール等について意見交換 (第22回～第35回)
	11	・議会全員協議会開催 ・法令審査	・第1回環境フォーラムを開催 (3月30日)
	12	・環境基本条例(案)議会提出 26日可決、27日公布	
14	4	・環境基本条例施行	・計画の枠組み、施策の体系について検討 (第36回～第37回)
	5		・テーマ別環境ビジョン、基本目標の検討 (第38回)
	6～7		・中間案の検討 (第39回～第42回)
	8～9		・市民意見の募集方法について検討 ・環境井戸端会議について検討・準備 (第43回～第46回)
	10		・環境井戸端会議の開催 ・各地域の環境を考えるワークショップ (第47回)
	11		・計画案のまとめ (第48回～第49回)
	12～		・計画の推進体制について (第50回～第55回)
	3		・第2回環境フォーラムを開催(3月29日) (第56回～第57回)
15	9		・9月1日城陽環境パートナーシップ会議設立発起人会発足 ・9月6日任期満了

3-3 城陽市環境基本計画の策定経過

年度	月	内容
平成14	9	・環境基本計画(中間案)作成 ・議会報告・市民意見募集
	10	・環境井戸端会議開催 ・環境審議会設置
	12	・環境基本計画(案)作成 ・環境審議会諮問
15	2	・環境審議会答申
	3	・環境基本計画策定 ・環境基本計画議会報告
20	4～	・環境基本計画見直し検討(17回) (至21年3月)
21	5	・環境審議会報告
	6	・議会報告 ・環境基本計画一部改正
25	6～	・環境基本計画見直し検討(11回) (至26年1月)
26	2	・環境審議会報告 ・議会報告 ・環境基本計画一部改正
27	2	・第2次環境基本計画の策定手法について ・環境審議会報告 ・議会報告
28	4～	・第2次環境基本計画策定検討(12回) (至29年3月)
29	11	・第2次環境基本計画環境審議会諮問
	12	・第2次環境基本計画パブリックコメント実施
30	2	・第2次環境基本計画答申 ・第2次環境基本計画議会報告
	3	・第2次環境基本計画策定

【望ましい環境像】自然・人・未来をはぐくむ、環境共生のまち・城陽



3-5 城陽環境パートナーシップ会議規約

(名称)

第1条 この会は、城陽環境パートナーシップ会議(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 城陽市環境基本条例(平成13年城陽市条例第25号)第27条に基づき、市、市民、市民団体及び事業者のパートナーシップにより、地域の良好な環境の保全等及び地球環境保全に向けて取り組むことを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 城陽市環境基本計画に定める目標の実現に向けた行動計画の立案
- (2) 前号の行動計画に基づく率先行動の実施
- (3) 環境に関する情報提供及び情報交換
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な活動

(組織)

本会は、第2条の目的に賛同する個人会員、団体会員及び賛助会員をもって組織する。

(役員)

第5条 本会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名
- (4) 運営委員 30名以内

(役員を選出)

第6条 会長及び監事は、会員の中から総会において選出する。

2 副会長及び運営委員は、会長が会員の中から指名し、総会の承認を得る。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、補欠役員を置くことができる。この場合における役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、本会の経理について監査する。

4 運営委員は、運営委員会を構成する。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会及び運営委員会とする。

2 総会は年1回開催し、運営委員会は必要に応じて開催する。

3 総会及び運営委員会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

4 総会は、役員を選出、活動発表及び啓発等を行い、運営委員会は、第3条に定める活動の方針を決定し、予算の執行及び管理を行う。

5 総会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。

(部会)

第10条 第3条に定める活動を実施するため、本会に部会を設置することができる。

2 部会の運営に関し必要な事項は、運営委員会において定める。

(会費)

第11条 賛助会員は、1口年額20,000円の会費を負担する。

(経費)

第12条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第13条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、当分の間、城陽市役所内に置く。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成15年(2003年)10月25日から施行する。

(経過措置)

2 発足時の役員には、本会の設立発起人をもって充てる。

3-6 城陽市環境政策推進本部設置規則

平成 14 年 3 月 29 日
規則第 21 号

(設置)

第 1 条 城陽市環境基本条例(平成 13 年城陽市条例第 25 号。以下「条例」という。)第 28 条の規定に基づき、良好な環境の保全等に関する施策の調整等を図り、その施策を総合的かつ計画的に推進するため、城陽市環境政策推進本部(以下「推進本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 推進本部は、次に掲げる事務について所掌する。

- (1) 城陽市環境基本計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 本市の実行計画等の策定及び推進に関すること。
- (3) 地球温暖化対策に係る計画の策定及び推進に関すること。
- (4) 城陽市環境審議会に係る諮問案件の確定及び答申の取扱いに関すること。
- (5) 本市の環境マネジメントシステムの構築及び継続的改善に関すること。
- (6) その他条例に基づく施策の推進等に関すること。

(組織等)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長を、副本部長は副市長を、本部員は教育長、公営企業管理者、参与、理事、部長及び部長相当職の者をもって充てる。

3 推進本部は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

4 副本部長は、本部長を補佐し本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(環境政策推進委員会)

第 4 条 第 2 条に規定する事務の調整、進行管理等を行うため、推進本部に環境政策推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置く。

2 推進委員会は、本部長が指名する職員 25 名以内をもって組織する。

3 推進委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は環境政策担当課長(環境政策担当次長を置く場合にあっては、当該次長)をもって充て、副委員長は委員長の指名による。

4 推進委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(環境政策推進チーム)

第 5 条 第 2 条に規定する事務の企画、率先実行等を行うため、推進委員会に環境政策推進チームを置く。

2 環境政策推進チームは、本部長が指名する職員 45 名以内をもって組織する。

(庶務)

第 6 条 推進本部の庶務については、環境主管課において処理する。

(その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 14 年(2002 年)4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年(2004 年)4 月 1 日規則第 12 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年(2006 年)5 月 1 日規則第 23 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年(2006 年)7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年(2007 年)3 月 30 日規則第 14 号)

この規則は、平成 19 年(2007 年)4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年(2009 年)4 月 30 日規則第 24 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年(2011 年)3 月 31 日規則第 7 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 23 年(2011 年)4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年(2012 年)3 月 30 日規則第 15 号)

この規則は、平成 24 年(2012 年)4 月 1 日から施行する。

3-7 城陽市環境審議会規則

平成14年8月30日
規則第36号

(趣旨)

第1条 この規則は、城陽市環境基本条例(平成13年城陽市条例第25号)第26条第8項の規定に基づき、城陽市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長1名を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、過半数の委員の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、環境主管課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年(2006年)5月1日規則第23号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年(2006年)7月1日から施行する。

附 則(平成23年(2011年)3月31日規則第7号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年(2011年)4月1日から施行する。

3-8 城陽市環境審議会の開催状況

年	月	審議会	内容
平成 14	10	第1回城陽市環境審議会	委嘱、市環境政策の説明
	11	第2回城陽市環境審議会	市内視察
	12	環境基本計画(案)諮問	
15	1	第3回城陽市環境審議会	環境基本計画(案)の審議
	2	第4回城陽市環境審議会	
	2	第5回城陽市環境審議会	環境基本計画(案)の審議
	4	環境基本計画(案)答申	
4	第1回城陽市環境審議会	市環境政策の年間予定及び新体制	
16	1	第2回城陽市環境審議会	城陽市環境報告書(平成15年度版)の報告
17	1	第1回城陽市環境審議会	城陽市環境報告書(平成16年度版)の報告
18	1	第1回城陽市環境審議会	城陽市環境報告書(平成17年度版)の報告
	10	第1回城陽市環境審議会	委嘱、市の概要と環境政策の説明
19	7	第1回城陽市環境審議会	「平成18年度の大気・水質・地下水測定結果と環境基本計画の進捗について」
20	3	第2回城陽市環境審議会	「環境基本計画の進捗状況等について」 「地球温暖化対策地域推進計画の取り組みについて」 「第2期城陽市エコプランについて」
	10	第1回城陽市環境審議会	委嘱 「平成19年度大気・水質・地下水測定結果」 「平成19年度城陽市エコプラン実施結果」 「第1期エコプラン実績」 「環境基本計画の進捗について」
21	3	第2回城陽市環境審議会	「城陽市地球温暖化対策地域推進計画(素案)について」
	5	第1回城陽市環境審議会	「城陽市地球温暖化対策地域推進計画について」 「城陽市環境基本計画の数値目標等の見直しについて」
22	4	第1回城陽市環境審議会	「城陽市地球温暖化対策地域推進計画進捗状況報告について」 「平成21年度環境政策の実施報告について」
	11	第2回城陽市環境審議会	委嘱、「城陽市の環境政策について」
24	2	第1回城陽市環境審議会	「独自環境マネジメントシステムへの移行について」 「平成22年度城陽市環境測定結果について」 「第2期城陽市エコプラン平成22年度実績について」 「平成23年度節電取り組みについて」
	12	第1回城陽市環境審議会	委嘱、「平成23年度城陽市環境測定結果について」
25	2	第2回城陽市環境審議会	「第3期城陽市エコプラン(案)について」 「城陽市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(案)について」
	11	第1回城陽市環境審議会	「平成24年度城陽市環境測定結果について」 「平成24年度城陽市環境マネジメントシステム(J-EMS)実施結果の報告について」 「城陽市環境基本計画の見直しについて」 「城陽環境パートナーシップ会議事業報告について」
26	2	第2回城陽市環境審議会	「城陽市環境基本計画の数値目標等の見直しについて」
	11	第1回城陽市環境審議会	委嘱、「平成25年度城陽市環境測定結果について」 「平成25年度城陽市環境マネジメントシステム(J-EMS)実施結果の報告について」 「第2次城陽市環境基本計画について」 「城陽環境パートナーシップ会議事業報告について」
27	2	第2回城陽市環境審議会	「第2次環境基本計画の策定にあたって」 「城南衛生管理組合(奥山埋立処分地の排水処理及びクリーン21長谷山のばいじん処理物)に関する事案について(報告)」
	7	第1回城陽市環境審議会	「第2次環境基本計画の策定方法について」
	10	第2回城陽市環境審議会	「平成26年度城陽市環境測定結果について」 「平成26年度城陽市環境マネジメントシステム(J-EMS)実施結果の報告について」 「城陽環境パートナーシップ会議事業報告について」 「第2次環境基本計画策定のスケジュール等について」
28	2	第3回城陽市環境審議会	「第2次環境基本計画の内容について」
	10	第1回城陽市環境審議会	委嘱、「平成27年度城陽市環境測定結果について」 「平成27年度城陽市環境マネジメントシステム(J-EMS)実施結果について」 「城陽環境パートナーシップ会議事業報告について」
	11	第2回城陽市環境審議会	「環境基本計画の総括について」 「第2次環境基本計画の策定に向けた市民等意識調査結果について」
29	6	第1回城陽市環境審議会	「第2次城陽市環境基本計画の策定について」 「平成28年度環境測定結果について」
	8	第2回城陽市環境審議会	「第2次城陽市環境基本計画(案)について」 「城陽市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定について」
	11	第3回城陽市環境審議会	「第2次城陽市環境基本計画(案)の諮問について」 「城陽市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の骨子案について」 「平成28年度城陽市環境マネジメントシステム(J-EMS)実施結果の報告について」

年	月	審議会	内容
30	1	第4回城陽市環境審議会	「第2次城陽市環境基本計画（素案）について」 「城陽市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（素案）について」 「第4期城陽市エコプランについて」
	2	第2次環境基本計画（案）答申	「第2次環境基本計画の最終案について」 「城陽市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）について」 委嘱、「平成29年度城陽市環境測定結果について」 「平成29年度城陽市環境マネジメントシステム（J-EMS）実施結果について」 「城陽環境パートナーシップ会議事業報告について」
	10	第1回城陽市環境審議会	
令和 元	10	第1回城陽市環境審議会	「平成30年度城陽市環境測定結果について」 「平成30年度城陽市環境マネジメントシステム（J-EMS）実施結果について」 「城陽環境パートナーシップ会議事業報告について」
	2	第1回城陽市環境審議会	委嘱、「令和元年度城陽市環境測定結果について」 「令和元年度城陽市環境マネジメントシステム（J-EMS）実施結果について」 「城陽環境パートナーシップ会議事業報告について」
3	11	第1回城陽市環境審議会	「令和2年度城陽市環境測定結果について」 「令和2年度城陽市環境マネジメントシステム（J-EMS）実施結果について」 「城陽環境パートナーシップ会議事業報告について」
4	2	第2回城陽市環境審議会	「地球温暖化対策実行計画の策定手法について」 「ゼロカーボンシティ宣言の表明について」
	5	第1回城陽市環境審議会	「地球温暖化対策実行計画の骨子案について」 委嘱、「令和3年度城陽市環境測定結果について」 「令和3年度城陽市環境マネジメントシステム（J-EMS）実施結果について」 「城陽環境パートナーシップ会議事業報告について」 「城陽市地球温暖化対策実行計画素案について」 「城陽市地球温暖化対策実行計画（原案）の諮問について」
	10	第2回城陽市環境審議会	
	11	第3回城陽市環境審議会	
5	1	第4回城陽市環境審議会	「城陽市地球温暖化対策実行計画（案）について」 城陽市地球温暖化対策実行計画（案）答申 「城陽市地球温暖化対策実行計画（最終案）について」
	2	第5回城陽市環境審議会	

3-9 城陽市ゼロカーボンシティ宣言



城陽市ゼロカーボンシティ宣言

古くから交通の要衝として、城陽市は、豊かな水や自然の恵みを受け、さまざまな歴史や文化を形づくってきました。また、これまで私たちは、私たちの生活が環境に負荷を与えていることを自覚し、先人たちの生活の知恵に学びながら、自然と人との共生を基本とする循環型社会を目指してきました。そのなかでも、地球温暖化の要因となる二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの抑制にも、生活や行動を環境への負荷の少ないものに変えることで、先進的に取り組んでまいりました。

しかし残念ながら、今世界では、地球温暖化の進行に伴い、台風の巨大化や集中豪雨などの異常気象が多発し、私たちの生活を脅かしています。これらの課題を解決するため、2015年に合意されたパリ協定や2018年に公表されたIPCC（国連の気候に関する政府間パネル）の特別報告書では、「2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」とされています。我が国においても、2020年10月26日に内閣総理大臣所信表明で「2050年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言されています。

本市は、これまで取り組んできた環境、経済、社会、3つの側面から持続可能な発展を実現しており、今、まちは大きく発展し、飛躍しようとしています。このまちに住んでよかったと思える、SDGsの理念にもある「誰一人取り残さない」社会を希求し、かけがえない故郷を次の世代につなげるため、豊富な地域資源の活用や、市・市民・市民団体・事業者など多様な主体との連携を「環境パートナーシップ会議」を中核に据え各種事業展開を進めながら、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」に挑戦することをここに宣言します。

令和3年11月27日

城陽市長 

3-10 城陽市環境方針

1. 基本理念

私たちは健康で文化的な生活を営むために良好な環境の豊かな恵みを受ける権利を有しています。そして同時に、この恵み豊かな良好な環境を将来世代に引き継いでいく責務を負っています。

城陽市は今後、大きなプロジェクトが進み、まちが大きく変わろうとしています。この新しいまちの中で、豊かな「自然」が、多くの「人」のパートナーシップによって、「未来」へと引き継がれることで「環境と共生するまち」を実現するため、第2次環境基本計画の望ましい環境像である「自然・人・未来をはぐくむ、環境共生のまち・城陽」を目指します。

2. 基本方針

城陽市環境マネジメントシステム「J-EMS(ジェイムス)」の運用により、環境に関わる業務の効率化を図り、継続的に環境の保全・改善に取り組めます。

さらに、このシステムにより職員一人ひとりが環境に対する意識を高め、工夫を凝らし、行政サービスの向上に努めます。
～わたしたちの5つの取組み～

1. 一事業者としての立場から城陽市エコプランに取組み、市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出を削減し、環境負荷を低減することで、環境に配慮した行動を実践します。
2. 環境に関する高い意識、豊かな知識を身に付けます。
3. 環境法令や自らが決めた遵守事項を守り、環境汚染の予防に積極的に取り組めます。
4. 環境目的及び目標を定め、定期的に見直します。
5. 環境に関する適切な情報を提供することで、市・市民・市民団体・事業者のパートナーシップによる横断的・総合的な環境政策を推進します。

平成30年(2018年)4月1日 城陽市長 奥田 敏晴

3-11 城陽市 ISO 認証取得助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国際標準化機構(以下「ISO」という。)の国際規格ISO14000シリーズ及びISO9000シリーズの認証を新規に取得した中小企業者に対し、当該認証取得に要した経費の一部について、城陽市補助金等の交付に関する規則(昭和58年城陽市規則第18号)及びこの要綱に定めるところにより、城陽市 ISO 認証取得助成金を交付し、もって市内に事業所を有する中小企業者の環境問題に配慮した企業活動を促進する体制の整備に資するとともに、中小企業者の企業競争力や信頼を高めることを通し産業振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう
- (2) 事業所 物の生産、販売又はサービスの提供等の事業を行うために設けられた施設をいう
- (3) 認定機関 審査登録機関を認定するために置かれた機関のことをいう
- (4) 審査登録機関 審査登録を希望する中小企業者が構築している品質マネジメントシステムや環境マネジメントシステムが、ISOの国際規格ISO14000シリーズ及び9000シリーズの要求事項に適合しているかを審査する機関で、認定機関から認定されているものをいう
- (5) ISO14000シリーズ ISOが定めた環境管理に関する国際規格をいう
- (6) ISO9000シリーズ ISOが定めた品質管理に関する国際規格をいう
- (7) 認証取得事業 ISO14000シリーズ及びISO9000シリーズの認証取得を目的に審査登録機関と契約又は認証取得に係る講習会等に参加して取り組む一連の事業

(助成事業等)

第3条 助成の対象となる中小企業者は、認証取得事業に取組み、ISO規格の認証取得をした中小企業者で、次の各号に掲げる項目のすべてに該当するものとする。ただし、助成事業者が助成金の交付を受けることができるのは、ISO14000シリーズ及びISO9000シリーズの認証取得の各1回限りとし、認証取得した日の属する年度が同一の場合は、いずれか一方のみを助成の対象とする。

- (1) 市内に事業所を有する者
- (2) 市税を完納している者

2 助成対象事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 環境マネジメントシステムに関する国際規格ISO14000シリーズ認証取得事業
- (2) 品質マネジメントシステムに関する国際規格ISO9000シリーズ認証取得事業

3 助成対象経費は、認証取得事業の期間内で、助成事業に係る経費のうち、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 審査登録機関に支払う審査登録に係る申請料、文書審査料、予備審査料、本審査料、登録料並びに審査員の交通費及び宿泊費(ただし、登録後に必要とする費用を除く)
- (2) コンサルタント(審査員評価登録機関の登録を受けている審査員又は審査員補の有資格者に限る)に支払うISO規格の認証取得に関する相談及び診断に係る経費(交通費及び宿泊費を含む)

4 市外に立地する事業所と同時に認証取得した場合の前項に規定する助成対象経費については、市内事業所に係る経費のみを助成対象経費とし、市内と市外の事業所に経費を区分しがたい場合は、それぞれの従業員数による按分の方法で市内事業所に係る経費を算出し、当該経費を助成対象経費とする。

(助成金の助成率及び交付額)

第4条 助成金の額は、1企業、各事業について助成対象経費の3分の1に相当する額とし、1,000,000円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 国、府その他の団体から認証取得するために助成金等の交付を受ける場合は、その額を本市が交付する助成金から控除するものとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、城陽市ISO認証取得助成金交付申請書(別記様式第1号)。以下「交付申請書」という。)をISO規格の認証取得した日の属する年度内に市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、市長が定める期日までに提出することができる。

2 交付申請書は、次に掲げる内容を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) ISO認証取得取組報告書
- (2) 企業概要
- (3) 認証取得した事業所の概要
- (4) 認証取得事業支出額報告書
- (5) 認証取得事業支出額報告書に記載された経費の支払等を証する書類
- (6) ISO規格の認証取得を証する書類
- (7) 市税を完納していることを証する書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の交付申請により当該助成事業が適正に実施されたと認めるときは、助成金の交付決定を行い、城陽市ISO認証取得助成金交付決定通知書(別記様式第2号)を交付する。

2 前項の決定通知を受けた助成事業者は、城陽市ISO認証取得助成金交付請求書(別記様式第3号)に交付決定通知書の写しを添えて、速やかに助成金の交付請求をしなければならない。

3 第1項において、助成金の不交付を決定したときは、助成金交付不交付決定通知書(別記様式第4号)により通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき
- (2) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (3) その他この要綱に違反したとき

2 前項により交付決定を取り消した場合において、既に助成金の交付がされているときは期間を定めて返還させることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年(2004年)4月1日以後の認証取得について適用する。

§ 用語の説明（50音順）

（ア行）

アルキル水銀・・・メチル水銀などの有機水銀で水俣病の原因とされており、アルキル水銀を含む魚介類を長期に摂取すると、慢性中毒となり知覚、聴力、言語障害、視野の狭さく、手足の麻痺などの中樞神経障害などを起こして死亡する場合もある。水質汚濁に係る環境基準では「検出されないこと」と定めている。

ISO14001・・・ISOとはスイスのジュネーブに本部を置く「国際標準化機構」（1947年設立）の略称で、国際的に通用する規格を制定する非政府機関。このISOが定めた規格をISO規格といい、身近な例として、非常口のマーク（ISO7010）や、ネジ（ISO68）などがある。ISO14001は、環境活動を管理するためのマネジメントシステムの規格。

一酸化炭素(CO)・・・炭素やその化合物を含むものを燃焼する際、酸素が不十分な環境で不完全燃焼を起こすと発生する気体。たばこの煙にも多量に含まれており、血液中のヘモグロビンと結合し、酸素の供給を阻害する。

SPM(浮遊粒子状物質)・・・大気中に浮遊する粒子状物質で、その粒径がおおむね10マイクロメートル以下のもの。呼吸器疾患の原因といわれている。

SS(浮遊物質)・・・水中に浮遊している微細な固形物の量。

オキシダント・・・光化学反応によって生成するオゾン(O₃)などの酸化性物質の総称。光化学大気汚染による被害症状の主要原因物質である。

オゾン層・・・オゾン(O₃)は酸素原子3個からなる気体。地球を取り巻くオゾンの約90%は高度10～50km上空の成層圏に存在し、このオゾンの多い層を一般的に「オゾン層」という。オゾン層は太陽光に含まれる紫外線のうち有害なもの(UV-B)の大部分を吸収し、地上の生態系を保護している。このオゾン層がフロン(クロロフルオロカーボン類・CFC類)などにより破壊されると、地上に到達する有害紫外線の量が増加し、人の健康や生態系に悪影響が出るおそれがある。

温室効果ガス・・・大気中の二酸化炭素(CO₂)やメタン(CH₄)などのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある。これらのガスを温室効果ガスという。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六フッ化硫黄(SF₆)、三フッ化窒素(NF₃)を加えた7種を削減対象の温室効果ガスと定めている。

（カ行）

合併処理浄化槽・・・浄化槽の一種でし尿とその他家庭から出る生活雑排水を一緒に処理する施設。し尿のみを処理する浄化槽は単独処理浄化槽という。新たな単独処理浄化槽の設置は禁止されている。

カドミウム(Cd)・・・鉛物中や土壌中などに存在する重金属で、鉛・銅・亜鉛などの金属とともに存在する。イタイイタイ病の原因とされており、大量のカドミウムが長期間にわたって体内に入ると慢性中毒となり、腎尿細管の再吸収機能が阻害され、カルシウムが失われて骨軟化症を起こす。

環境影響評価(環境アセスメント)・・・環境影響評価法の定めるところにより、大規模な開発事業の内容を決めるに当たり、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者が調査・予測・評価を行うもの。その結果を公表して住民等の意見を聴き、それらを踏まえて環境保全について適正な配慮がなされることを確保し、国民の健康で文化的な生活の確保に資する仕組み。

環境家計簿・・・日常生活で消費するエネルギーの量から、地球温暖化の原因となる二酸化炭素(CO₂)をどのくらい排出しているかを知るためのもの。環境家計簿を記録することにより、家庭から排出されるCO₂の量を把握して自分の生活行動を見直すことができ、環境にやさしい生活の実践に役立つ。

環境基準・・・大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。環境基本法第16条に規定されており、行政上の政策目標である。人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図るもの。

環境負荷・・・人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。

環境マネジメントシステム(EMS)・・・事業組織が法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価することであり、(1)環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、(2)これを実行、記録し、(3)その実行状況を点検して、(4)方針等を見直すという一連の手続き。ISO14001や環境省が策定したエコアクション21などがある。

京都議定書・・・1997年12月に京都で開催されたCOP3で採択された気候変動枠組条約の議定書。2005年2月に発効し、先進締約国に対し、2008～12年の第一約束期間における温室効果ガスの排出量を1990年比で、5.2%(日本6%、アメリカ7%、EU8%など)削減することを義務づけた。2000年に、最大排出国であるアメリカ(36.1%)が経済への悪影響と途上国の不参加等を理由に離脱。2013～2020年の第二約束期間に参加して温室効果ガスの削減義務を負うのは欧州連合(EU)やノルウェー、スイスなど一部の先進国にとどまり、日本やロシア、ニュージーランドは不参加を表明した。

クロム(Cr)・・・クロムは耐食性、耐熱性に富み、メッキやステンレスの原料として用いられる重金属。六価クロムは毒性が強く、三価クロムは毒性が少ないとされる。

公害・・・事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること。

光化学スモッグ・・・工場、事業場や自動車などから排出される窒素酸化物(NO_x)や揮発性有機化合物(VOC)などが太陽からの紫外線を受けて化学反応を起こし、光化学オキシダントが生じる。この光化学オキシダントの濃度が高いときに白いモヤがかかる現象。

コンポスト・・・一般家庭から出る生ごみを堆肥に再生するための容器。作られた堆肥は、家庭菜園等の土壌改良剤として活用できる。

(サ行)

シアン(CN)・・・無色、特異臭のある気体である。青酸カリで知られる有害な物質で、シアン化合物が作用すると組織的窒息を起こして死亡する。通常は数秒ないし数分で中毒症状が現れ、頭痛、めまい、けいれんなどを起こして死亡し、少量摂取の場合は、耳鳴り、おう吐などを起こす。

COD(化学的酸素要求量)・・・水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素の量で、湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標。この数値が大きいほど有機物による汚濁が大きい。

3R・・・リデュース(Reduse:ごみの発生抑制)・リユース(Reuse:使用済製品の再使用)・リサイクル(Recycle:原材料として再資源化)の頭文字を取ったもの。これまでは、リデュース、リユースよりもリサイクルに重点が置かれていたが、環境への負荷を低減する目的からは、リデュースを第一に置いて、次にリユース、最後にリサイクルという順序を習慣づける必要がある。

総水銀(T-Hg)・・・有機水銀、無機水銀、金属水銀を合わせた水銀及びその化合物。

(タ行)

ダイオキシン類・・・ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)及びポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)にコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)を含めてダイオキシン類といい、ものの焼却過程で自然に生成する物質で塩素の数やつく位置によって220種類の異性体がある。ダイオキシン類の毒性は、一般毒性、発がん性、生殖毒性、免疫毒性など多岐にわたっている。

大腸菌群・・・大腸菌及び大腸菌とよく似た性質を持つ菌の総称。大腸菌は一般に人畜の腸管内に常時生息し、健康な人間の糞便1グラム中に10億～100億存在すると言われている。そのため、微量のし尿により水が汚染されても、容易に検出できることから、水質汚濁の指標とされている。

地球温暖化・・・産業活動が活発になることで、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、フロン類などの温室効果ガスが大量に排出され大気中の温室効果ガスの濃度が高まり熱の吸収がこれまでより増えた結果、地球の平均気温が上昇すること。IPCC(気候変動に関する政府間パネル)によると、今後数十年の間に温室効果ガスの排出が大幅に減少し、実質ゼロを実現したとしても、21世紀中に、地球の平均気温の上昇は、工業化以前と比べ1.5℃に達する可能性があるとして予測され、異常気象の発生、農業生産や生態系への影響等が懸念されている。

DO(溶存酸素)・・・水に溶けている酸素の量を示す。酸素の溶解量は、水温、気圧、塩分濃度などの影響を受ける。汚染度の高い水中では消費される酸素の量が多いので、溶存する酸素量は少なくなる。溶存酸素は水の自浄作用や水中の生物にとって必要不可欠なものである。

dB(デシベル)・・・騒音・振動の測定における単位。

等価騒音レベル(LAeq又はLeq)・・・騒音レベルが時間とともに不規則かつ大幅に変化している場合に、ある測定時間内に変動するレベルのエネルギーに着目して時間平均値を算出したもの。

トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・・・主に金属・機械部品などの脱脂洗浄剤やドライクリーニング用の洗浄剤として使われている有機塩素化合物。水環境の汚染を通じ、人の健康を害するおそれがあることから、水質汚濁防止法の有害物質に指定されている。

る。

(ナ行)

二酸化硫黄(SO₂)・・・亜硫酸ガスとも呼ばれる大気汚染物質の一つであり、石油、石炭等を燃焼した時に含有される硫黄が酸化されて発生する。高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、大気中の窒素酸化物(NO_x)とともに光化学反応などの化学変化を起こすと、硫酸や硝酸となって降水に溶け込み、酸性雨の原因となる。

二酸化窒素(NO₂)・・・大気汚染物質である窒素酸化物(NO_x)の一つであり、呼吸器系に対する有害物質である。発生源は自動車や工場廃ガス。

n-H(ノルマルヘキサン抽出物質)・・・鉱物油、動植物油などの油分の量を表す指標。ノルマルヘキサンという溶剤によって抽出される物質であり、石鹸や染料、界面活性剤などが該当する。油分には分解性の低い物質が多く含まれるため、生態系に悪影響を与える。

(ハ行)

pH(水素イオン濃度指数)・・・物質の酸性やアルカリ性の程度を示すもので、pH7は中性、pHが小さくなると酸性、大きくなるとアルカリ性を示す。自然水のpHは、6.5～8.5の範囲にある。

BOD(生物学的酸素要求量)・・・水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川等の有機汚濁を測る代表的な指標である。この数値が大きいほど、河川などの水中には有機物が多く、水質が汚濁していることを意味する。

PCB(ポリ塩化ビフェニル)・・・人工的に作られた、主に油状の化学物質。水に溶けにくく、沸点が高い、熱で分解しにくい、不燃焼、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されていたが、環境汚染物質として大きな社会問題となったことがあり、現在は製造・輸入ともに禁止されている。

微小粒子状物質(PM_{2.5})・・・大気中に浮遊している2.5μm以下の小さな粒子。非常に小さいため(髪の毛の太さの1/30程度)、胸の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。

PTIO方式・・・一酸化窒素(NO)を選択的に酸化する有機酸化剤PTIOを捕集材TEA(トリエタノールアミン)に混合し、分子拡散の原理による小型軽量のサンプラーを用いて大気中の一酸化窒素(NO)、二酸化窒素(NO₂)を簡易に測定する方法。

ppm(parts per million)・・・100万分の1を示す表示。大気汚染や食品中の残留農薬の濃度を表示するのに使用する単位。たとえば、1m³の大気中に1cm³、もしくは1トンの水中に1gの物質が含まれている場合を1ppmが含有しているという。

(ヤ行)

要請限度・・・騒音規制法及び振動規制法において、市が指定地域内で自動車騒音又は道路交通振動が一定の限度を超えて道路の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるとき、都道府県公安委員長等に必要な措置を要請できる。この際の境界値をいう。